

発行 内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

(外務一七二)
の強制性向上計画のための贈与に関する日本国政府と国際移住機関との間の書簡の交換に関する件

〔府 令〕
目 次

○食品安全委員会令第一条第一項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令の一部を改正する内閣府令

(内閣府四五)

〔その他告示〕

○組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査を経た添加物の公表を行う件 (内閣府九三)

○市町の境界変更の件 (総務一六〇)

○マーシャル諸島共和国及びミクロネシア連邦における太平洋島嶼国における給水体制の整備を通じた気候及び災害リスクに対するコミュニケーションの強制性向上計画のための贈与に関する日本国政府と国際移住機関との間の書簡の交換に関する件

三 二

二

○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の口上書の交換に関する件 (同一七二、一七三)

○円借款の支出期間の延長に関する日本政府とパプアニューギニア独立国政府との間の口上書の交換に関する件 (同一七四)

○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の口上書の交換に関する件 (同一七二、一七三)

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

○登録検査機関の登録事項の変更に関する公示 (国土交通省)
○近畿地方整備局公示(近畿地方整備局)

勞 勵

○船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示 (国土交通省最低賃金公示四)

国家試験

○令和七年公認会計士試験第II回短答式試験の試験場
(公認会計士・監査審査会)

○令和七年度浄化槽管理士試験の実施について (環境省)

指定暴力団に係る公示事項の一部に変更があったことの告示

○東京都公安委配一
(同二六五)

五

九

九

八

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、
破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係

会社その他

内閣

〔人事異動〕

〔国会事項〕

〔諸事項〕

官 庁

○財団、有権者申出方、勝瓜口土地改良区役員の退任及び就任、建設業の許可の取消処分関係

一〇

九

九

九

八

七

○総務省告示第百六十号

市町の境界変更

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定に基づき、秋田県大仙市と仙北郡美郷町との境界を次のとおり変更する旨、秋田県知事から届出があつたので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、令和七年五月十日からその効力を生ずるものとする。

大仙市に編入する区域

仙北郡美郷町安城寺字切上三二八の一部、字鶴田四二五の二の一部、四二六の二の一部、四二七の二の一部、四八五の一、四八五の二、四八九の一の一部、四九〇の一の一部、四九二の一の一部、四九六の一の一部、四九七の一の一部、五一九の一部、五六四の二の一部、六一二の一部、六一七の一部、六二五の一部、六二六の一部、六三三の一部、六三六の一部、六三七の一部、六三九の一の一部、六五〇の一の一部、字竹花二の一、二二の二から二の四までの各部、二二の五、二六の二の一部、二六の三の一部、二九の二の一部、二九の四、二九八の一部、二九九、三〇〇、三〇一の一、三〇二の一、三〇四の一の一部、四二五の一部、四二六、四二八の一部、四三三、四三三及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部。

仙北郡美郷町に編入する区域

大仙市上野田字向田一一の四、一一の五、二〇の二の一部、四七から五〇まで、五七の一の一部、五八、六二の一部、六三、字水口六八の一七の一部、高梨字一ノ坪二八二の二から二八二の三まで、二八三の一部、二八四

二八から三三四まで、三五三の一部、三五四の一部、三七三の一部、三七四の一の一部、四四〇の二の一部、四五二の一部、四五三の一部、橋本字鶴田九六の一部、九七の一の一部、一九六の一の一部、一九七の一の一部、一九八の三の一部、四二六の二の一部、四四一の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに仙北郡美郷町安城寺字鶴田六三九の一に隣接する大仙市の道路である公有地の一部。

○外務省告示第百七十一号

令和七年二月十九日にコロニアで、マーシャル諸島共和国及びミクロネシア連邦における太平洋島嶼国における給水体制の整備を通じた気候及び災害リスクに対するコミュニケーションニティの強靭性向上計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際移住機関との間に行われた。

1 協力の目的及び内容 太平洋島嶼国における給水体制の整備を通じた気候及び災害リスクに対するコミュニケーションニティの強靭性向上計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2 贈与額 六億五百万円

3 署名者

日本側 籠宮信雄在ミクロネシア大使

国際移住機関側 サルバトーレ・ソルティーノ在ミクロネシア事務所代表

外務大臣 岩屋 賀

○外務省告示第百七十二号

令和五年七月十四日にコロンボで、円借款の供与に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国との間の平成二十四年三月二十八日付けの交換公文に従つてスリランカ空港航空公社に供与されることになったバンダラナイケ国際空港改善計画（フェーズ2）第二期の実施に係る円貨による借款の支出期間がスリランカ空港航空公社と独立行政法人国際協力機構との間の取決めにより令和十一年七月二十日まで延長される旨の口上書の交換が、スリランカ民主社会主義共和国政府との間に行われた。

令和七年五月九日

令和七年五月九日

外務大臣 岩屋 賀

○外務省告示第百七十三号

令和五年七月十四日にコロンボで、円借款の供与に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の平成二十七年十月六日付けの交換公文に従つてスリランカ空港航空公社に供与されることになったバンダラナイケ国際空港改善計画（フェーズ2）第二期の実施に係る円貨による借款の支出期間がスリランカ空港航空公社と独立行政法人国際協力機構との間の取決めにより令和十一年七月二十日まで延長される旨の口上書の交換が、スリランカ民主社会主義共和国政府との間に行われた。

外務大臣 岩屋 賀

○外務省告示第百七十四号

令和五年六月十二日にポートモレスビーで、円借款の供与に関する日本国政府とパプアニューギニア独立国政府との間の平成二十五年三月二十二日付けの交換公文に従つてパプアニューギニア独立国政府に供与されることになったラム系統送電網強化計画の実施に係る円貨による借款の支出期間がパプアニューギニア独立国政府と独立行政法人国際協力機構との間の取決めにより令和七年十一月十四日まで延長される旨の口上書の交換が、パプアニューギニア独立国政府との間に行われた。

令和七年五月九日

外務大臣 岩屋 賀

○農林水産省告示第六百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月九日

農林水産大臣 江藤 拓

一 保安林の所在場所 福井県南条郡南越前町二谷一一三字宮ノ谷二、三、一〇、二八の一、二九の一、三〇、三三の二、三三、三四

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(二) (次のこととおり)は、省略し、その関係書類を福井県庁及び南越前町役場に備え置いて縦覧に供する。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(二) (次のこととおり)は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南省役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第六百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月九日

農林水産大臣 江藤 拓

一 保安林の所在場所 島根県雲南市三刀屋町上熊谷四四一の一、四四二、四四三、四五七の二、一六四五、一六四五、一六四七の一、一六四七の二

○農林水産省告示第六百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月九日

農林水産大臣 江藤 拓

一 保安林の所在場所 島根県鹿足郡吉賀町立戸九四七(次の図に示す部分に限る)、五八四、五八四の一、五八五の一、五九〇の甲、五九〇の甲一、九三四、九四六、九四七の一

令和7年5月9日 金曜日

- 三 指定施業要件**
- (一) 立木の伐採の方法
1 次の森林については、主伐は、択伐による。
立戸五八四・五八五の一・九三四・九四六・九四七(以上五筆について次の図に示す部分に限る)、五八四の一
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(二) (次の一図)及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び吉賀町役場に備え置いて縦覧に供する。
- 農林水産省告示第六百九十七号**
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
- 令和七年五月九日
- 一 保安林の所在場所 三重県松阪市飯南町向粥見字手石三〇三五・三〇三六・三〇四〇(以上三筆について次の図に示す部分に限る)、三〇三八、三〇三九、三〇九一から三〇九四まで
- 三 指定の目的 土砂の流出の防備**
- (一) 立木の伐採の方法
1 立木に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の期間及び樹種 次のとおりとする。
(二) (次の一図)及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び吉賀町役場に備え置いて縦覧に供する。
- 農林水産省告示第六百九十七号**
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
- 令和七年五月九日
- 農林水産大臣 江藤 拓

- 一 保安林の所在場所 三重県松阪市飯南町向粥見字手石三〇三五・三〇三六・三〇四〇(以上三筆について次の図に示す部分に限る)、三〇三八、三〇三九、三〇九一から三〇九四まで**
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備**
- (一) 立木の伐採の方法
1 立木に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(二) (次の一図)及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び吉賀町役場に備え置いて縦覧に供する。
- 農林水産省告示第六百九十九号**
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
- 令和七年五月九日
- 農林水産大臣 江藤 拓

- 一 保安林の所在場所 三重県熊野市五郷町桃崎字大平一一六九の一、一一六九の三**
- 二 指定の目的 水源の涵養**
- 三 指定施業要件**
- (一) 立木の伐採の方法
1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(二) (次の一図)及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び松阪市役所に備え置いて縦覧に供する。
- 農林水産省告示第六百九十九号**
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
- 令和七年五月九日
- 農林水産大臣 江藤 拓

- 一 保安林の所在場所 三重県熊野市五郷町桃崎字大平一一六九の一、一一六九の三**
- 二 指定の目的 水源の涵養**
- 三 指定施業要件**
- (一) 立木の伐採の方法
1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(二) (次の一図)及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供する。
- 農林水産省告示第七百一号**
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
- 令和七年五月九日
- 農林水産大臣 江藤 拓

- 一 保安林の所在場所 鹿児島県阿久根市波留字白ヶ谷五六七の一四、六〇一の二〇、六〇一の二二**
- 二 指定の目的 土砂の崩壊の防備**
- 三 指定施業要件**
- (一) 立木の伐採の方法
1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(二) (次の一図)及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。
- 農林水産省告示第七百三号**
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
- 令和七年五月九日
- 農林水産大臣 江藤 拓

- 一 保安林の所在場所 鹿児島県阿久根市波留字盛二八九の一、二九一、字ボラノ五三〇、字ゴフロフ五六七の一、五六七の二、五八二の一、五八三の一、五八四、五八八の一、五八八の二、五八九の一、五九二**
- 二 指定の目的 土砂の崩壊の防備**
- 三 指定施業要件**
- (一) 立木の伐採の方法
1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(二) (次の一図)及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。
- 農林水産省告示第七百四号**
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
- 令和七年五月九日
- 農林水産大臣 江藤 拓

○農林水産省告示第六百九十八号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月九日

農林水産大臣 江藤 拓

○農林水産省告示第六百九十九号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月九日

農林水産大臣 江藤 拓

○農林水産省告示第七百一号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月九日

農林水産大臣 江藤 拓

○農林水産省告示第七百三号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月九日

農林水産大臣 江藤 拓

- 一 保安林の所在場所 鹿児島県出水市高尾野町
江内字下段一二〇四の三
- 二 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 三 指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (一) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(次のとおり)は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び出水市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- 農林水産省告示第七百五号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
- 令和七年五月九日
- 農林水産大臣 江藤 拓
- 一 保安林の所在場所 鹿児島県薩摩川内市東郷町山田字大谷二二〇四の一、二二〇四の二、二二〇四の二三
- 二 指定の目的 水源の涵養
- 三 指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をできる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(次のとおり)は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び出水市役所に備え置いて縦覧に供する。)

- 農林水産省告示第七百五号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
- 令和七年五月九日
- 農林水産大臣 江藤 拓
- 一 保安林の所在場所 鹿児島県薩摩川内市東郷町山田字大谷二二〇四の一、二二〇四の二、二二〇四の二三
- 二 指定の目的 水源の涵養
- 三 指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(次のとおり)は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び出水市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- 農林水産省告示第七百五号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
- 令和七年五月九日
- 農林水産大臣 江藤 拓
- 一 保安林の所在場所 鹿児島県薩摩川内市東郷町山田字大谷二二〇四の一、二二〇四の二、二二〇四の二三
- 二 指定の目的 水源の涵養
- 三 指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(次のとおり)は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び出水市役所に備え置いて縦覧に供する。)

- 農林水産省告示第七百七号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
- 令和七年五月九日
- 農林水産大臣 江藤 拓
- 一 保安林の所在場所 鹿児島県薩摩川内市東郷町山田字大谷二二〇四の一、二二〇四の二、二二〇四の二三
- 二 指定の目的 水源の涵養
- 三 指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(次のとおり)は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- 農林水産省告示第七百六号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
- 令和七年五月九日
- 農林水産大臣 江藤 拓
- 一 保安林の所在場所 富山県富山市八尾町切詰字倉ヶ谷五の一、五の二〇、五の五三から五の五八まで
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (一) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(次のとおり)は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び富山市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- 農林水産省告示第七百七号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
- 令和七年五月九日
- 農林水産大臣 江藤 拓
- 一 保安林の所在場所 富山県富山市八尾町切詰字倉ヶ谷五の一、五の二〇、五の五三から五の五八まで
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (一) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(次のとおり)は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び富山市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- 農林水産省告示第七百七号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
- 令和七年五月九日
- 農林水産大臣 江藤 拓
- 一 保安林の所在場所 新潟県岩船郡関川村大字高田字上ノ原九五二の二、九九五から九九七まで、字五百山九九八の一〇から九九八の一三まで
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (一) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(次のとおり)は、省略し、その関係書類を富山県庁及び関川村役場に備え置いて縦覧に供する。)
- 農林水産省告示第七百七号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
- 令和七年五月九日
- 農林水産大臣 江藤 拓
- 一 保安林の所在場所 新潟県岩船郡関川村大字下関一一九〇の三(次の図に示す部分に限る)、一九三、一九四の一、一九四の一、「一」九五
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (一) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(次のとおり)は、省略し、その関係書類を富山県庁及び関川村役場に備え置いて縦覧に供する。)
- 農林水産省告示第七百七号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
- 令和七年五月九日
- 農林水産大臣 江藤 拓
- 一 保安林の所在場所 新潟県岩船郡関川村大字一九三、一九四の一、「一」九四の一、「一」九五
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (一) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(次のとおり)は、省略し、その関係書類を富山県庁及び関川村役場に備え置いて縦覧に供する。)
- 農林水産省告示第七百九号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
- 令和七年五月九日
- 農林水産大臣 江藤 拓
- 一 保安林の所在場所 新潟県岩船郡関川村大字高田字上ノ原九五二の二、九九五から九九七まで、字五百山九九八の一〇から九九八の一三まで
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (一) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(次のとおり)は、省略し、その関係書類を富山県庁及び関川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

承認番号	25-46P-0002
承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	コレテバ・アグリサイエンス日本株式会社 代表取締役社長 野村真一郎 東京都千代田区永田町二丁目11番1号
承認を受けた第一種使用規程	
遺伝子組換え生物等の種類の名称	チヨウ目害虫抵抗性及び除草剤グロボシネート耐性トウモロコシ (<i>cry1B, 34, pat, Zea mays</i> subsp. <i>mays</i> (L.) <i>Itis</i>) (DP910521, OECD UI: DP-910521-2)
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	—
承認番号	25-46P-0003
承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	コレテバ・アグリサイエンス日本株式会社 代表取締役社長 野村真一郎 東京都千代田区永田町二丁目11番1号
承認を受けた第一種使用規程	
遺伝子組換え生物等の種類の名称	コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グロボシネート耐性トウモロコシ (<i>ipb079Ea, pat, Zea mays</i> subsp. <i>mays</i> (L.) <i>Itis</i>) (DP915635, OECD UI: DP-915635-4)
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	—

○国土交通信省告示第三百六十五号
船舶安全法（昭和八年法律第一号）第二十五条の七十、第二十九条ノ三第三項、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第二百三十六号）第二十九条の十五第三項（同法第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む）、国際航海船舶及び船舶港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成三十年法律第六十一号）附則第六条第三項において準用する同法第三十一条第三項において準用する船舶安全法第二十五条の五十の規定に基づき、一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があったので、船舶安全法第二十五条の七十、第二十九条ノ三第三項、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の十五第三項（同法第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む）、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第二十条第七項及び船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律附則第六条第三項において準用する同法第三十一条第三項において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第一項の規定により、公示する。

令和七年五月九日

一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があった件

国土交通大臣 中野 洋昌

一 口ハシノ事務所の変更
工 事業所の所在地の変更

変更前	25 Old Broad Street, London EC2N 1HQ, UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN AND NORTHERN IRELAND
変更後	8 Frederick's Place, London EC2R 8AB, UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN AND NORTHERN IRELAND

國 会 事 項

質問書提出

五月七日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等に関する
再質問主意書（上村英明提出）
NHK福岡放送局が制作・放映した番組における
陸上自衛隊幹部候補生学校の教官が候補生たちに述べた沖縄戦についての発言に関する質問
主意書（屋良朝博提出）
すべての職業の尊厳に対する政府の認識に関する
再質問主意書（八幡愛提出）
政務三役へのA-I関連企業からの政治献金に関する質問主意書（八幡愛提出）
第一 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案（内閣提出）
第二 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）
辞令（庶務部長）衆議院参事 国際部長事務代理を免ずる
秘書課長事務取扱を免ずる（五月六日）

○国土交通信省告示第三百六十四号
都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）第十九条の五第一項の規定により、同規則第十九条第一号との登録講習機関を更新したので、同規則第十九条の十六第一号の規定に基づき公示する。

令和七年五月九日

一 登録年月日 令和七年四月十七日

国土交通大臣 中野 洋昌

二 登録番号 第一号

氏名又は名称 一般財團法人全国建設研修センター

住所 東京都小平市喜平町二丁目一番二号

法人である場合の代表者の氏名 上田 洋平

登録講習事務を行う役員の氏名 上田 洋平

登録講習事務を行う事務所の名称 一般財團法人全国建設研修センター

登録講習事務を行う事務所の所在地 東京都小平市喜平町二丁目一番二号

登録講習事務を開始する年月日 令和七年五月十二日

書 五月七日次の質問主意書を内閣に転送した。
育児・介護休業法等の改正にあわせた駐留軍等労働者を対象とする制度整備に関する質問主意書

第一 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案（内閣提出）
第二 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）
辞令（庶務部長）衆議院参事 国際部長事務代理を免ずる
秘書課長事務取扱を免ずる（五月六日）

(一) 路道の種類 一般国道
 (二) 占用を制限する区域名 百六十五号

区 域 香芝市下田西1丁目161番11から同市下田西1丁目111番1番まで

(四) 制限の対象とする占用物件 新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設に伴うものを除く）
 ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができない場合に認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由 緊急輸送道路の占用を制限するに伴い、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日 令和7年5月31日

図面縦覧場所 近畿地方整備局及び同局奈良国道事務所

労働

船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示

国土交通省最低賃金公示第4号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第3項及び第7項の規定に基づき、漁業（大型いか釣り）最低賃金（平成19年国土交通省最低賃金公示第3号）の全部を、中型いか釣り漁業を含む業種へ拡大し、漁業（いか釣り）最低賃金として、次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項及び第35条第2項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第8条の規定により公示する。

令和7年5月9日

国土交通大臣 中野 洋昌

漁業（いか釣り）最低賃金

- 適用する地域 全国
- 適用する使用者 船員法（昭和22年法律第100号）第1条に規定する船舶であって、いか釣り漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第2条第17号に掲げる漁業をいう。）の用に供する漁船の船舶所有者（船員法第5条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）
- 適用する船員 前項の使用者に雇用されている船員であって、同項の船舶に乗り組む者。ただし、見習い、未経験又は年少などの理由により第5項に掲げる1人歩船員に達しないとみなされる船員は、除くものとする。

4. 適用する期間 いか釣り漁業に係る雇入契約期間とする。ただし、雇入契約において報酬の一部又は全部が歩合によって支払われる船員については、その歩合給の算定の基礎となる期間とする。

5. 第3項の船員に係る最低賃金額
 月額 1人歩船員 213,300円
 (月払いとする)

この場合において、1人歩船員とは、雇入契約において報酬の一部又は全部が歩合によって支払われる場合に、歩合給の算定に当たって、1人歩、1人代その他名称の如何を問わず基準となる配分単位1単位を有すると認められる船員又はこれと同程度の船員をいうものとする。

- 最低賃金に算入しない賃金
 - 通常の労働日以外の日の労働及び通常の労働時間を超えた時間の労働に対し支払われる割増手当
 - 通常の労働以外の臨時のに行う労働に対し支払われている作業手当、欠員手当など
 - 予期していない事由に基づき支払われる災害の場合の一時金及び支給条件はあらかじめ確定されているが、支給事由の発生が不確定であり、かつ、まれに支払われる結婚手当、退職手当など
 - 1か月を超える期間ごとに支払われる夏季・年末手当、賞与、その他これに準ずる賃金
 - 通勤手当及び実費弁償として支払われる交通費、旅費、その他これに類するもの

附則

この公示は、令和7年6月8日から効力を生ずる。

国家試験

令和7年公認会計士試験第II回短答式試験の試験場

公認会計士試験規則（平成16年内閣府令第18号）第1条の規定に基づき、令和7年5月25日に施行する令和7年公認会計士試験第II回短答式試験の試験場を、次のとおり公告する。

令和7年5月9日

公認会計士・監査審査会会長 青木 雅明
 （管轄財務局等）（試験場）

関東財務局 ①東京都杉並区永福1丁目9番1号 明治大学（和泉キャンパス）
 ②神奈川県横浜市港北区日吉4丁目1番1号 慶應義塾大学（日吉キャンパス）

近畿財務局 大阪府吹田市山手町3丁目3番35号 関西大学（千里山キャンパス）

北海道財務局 北海道札幌市白石区東札幌6条1丁目1番1号 札幌コンベンションセンター

東北財務局 宮城県仙台市青葉区花京院1丁目2番15号ソララプラザTKPガーデンシティPREMIUM仙台西口

東海財務局 愛知県名古屋市昭和区八事本町101番地の2 中京大学（名古屋キャンパス）

北陸財務局 石川県金沢市高岡町15番1号 金沢市文化ホール

中国財務局 広島県広島市西区福島町2丁目1番1号 広島工業大学専門学校

四国財務局 香川県高松市幸町1番1号 香川大学（幸町北キャンパス）

九州財務局 熊本県熊本市中央区大江2丁目5番1号 熊本学園大学

福岡財務支局 福岡県福岡市東区和白東3丁目30番1号 福岡工業大学

沖縄総合事務局 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎

令和7年度浄化槽管理士試験の実施について

浄化槽法（昭和58年法律第43号）第46条第2項の規定に基づき、令和7年度浄化槽管理士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、同条第4項の規定に基づき、公益財団法人日本環境整備教育センターが行う。

令和7年5月9日 環境大臣 浅尾慶一郎

- 試験期日 令和7年10月26日（日曜日）
- 試験地 宮城県、東京都、愛知県、大阪府及び福岡県

3 試験科目

- 净化槽概論
- 净化槽行政
- 净化槽の構造及び機能
- 净化槽工事概論
- 净化槽の点検、調整及び修理
- 水質管理
- 净化槽の清掃概論

4 受験手続

- 試験を受けようとする者は、公益財団法人日本環境整備教育センターのホームページからオンライン申請すること。
<https://www.jeces.or.jp>

2 受験申請受付期間

- 受験申請受付期間は、令和7年7月1日（火曜日）から8月6日（水曜日）までとする。

イ 受験申請を受理した後は、原則として受験地の変更は認めない。

- 受験手数料 受験手数料は23,600円とし、公益財団法人日本環境整備教育センターが指定する口座（ゆうちょ銀行又は指定銀行）に振り込むこと。なお、受験申請を受理した後は、受験手数料は返還しない。

- 受験票の送付 受験票は、公益財団法人日本環境整備教育センターから直接受験者に送付する。

- 合格者の発表 試験終了後1月以内に、合格者の受験番号を公益財団法人日本環境整備教育センターの掲示場及びホームページに公告して発表した後、合格者の受験番号を官報に掲載するとともに、郵送により合格者に合格証書を交付し、不合格者には成績及び不合格の旨を通知する。

- その他 受験手続等に関する問合せは、公益財団法人日本環境整備教育センターに対して行うこと。

東京都公安委員会告示第1号

次の指定暴力団につき、公示事項の1部に変更があつたので、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成11年法律第77号）第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年5月9日

東京都公安委員会委員長 廣瀬 道明

指定暴力団

令和4年六月十七日東京都公安委員会告示
第11百十号に係る指定番号1101111-11の指
定暴力団(住吉会)

変更前

代表する者の住所 千葉県成田市吉岡五百
五十一番地11十八

変更後

代表する者の住所 東京都港区芝浦一丁目
十番八号

公 告

諸事項

工場財団

北海道函館市昭和三丁目6番6号北海道乳業株式会社の工場財団に北海道函館市昭和三丁目288番地北海道乳業株式会社函館工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和7年5月9日 函館地方法務局

有権者申出方

元当局所属公証人牧島聰の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載日の翌日から6か月以内に当局に申し出て下さい。

令和7年5月9日 横浜地方法務局

勝瓜口土地改良区役員の退任
及び就任の公告

栃木県及び茨城県の区域の一部を地区とし、栃木県真岡市に事務所を有する勝瓜口土地改良区から役員の退任及び就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項、第124条及び第136条の4の規定に基づき公告する。

令和7年5月9日

関東農政局長 安東 隆

1 退任

役職	氏名	住所
理事	上野 正	栃木県真岡市柳林3番地
"	小川 孝	栃木県真岡市長田320番地2
"	杉野 好夫	栃木県真岡市粕田735番地1
"	伊沢 保	栃木県真岡市中308番地
"	阿久津健二	栃木県真岡市中1963番地
"	小林 文夫	栃木県真岡市下大曾645番地
"	苅田 宏之	栃木県真岡市長島212番地
"	渡辺 寿雄	茨城県筑西市折本357番地
"	青木 良雄	茨城県筑西市筑瀬34番地
監事	鶴見 俊之	栃木県真岡市中1402番地
"	早瀬 佐一	栃木県真岡市長島46番地1
"	大林 武平	茨城県筑西市柴山21番地

2 就任

役職	氏名	住所
理事	上野 正	栃木県真岡市柳林3番地
"	渡邊 繁	栃木県真岡市茅堤189番地2
"	海老原克美	栃木県真岡市粕田694番地16
"	鶴見 俊之	栃木県真岡市中1402番地
"	永嶋 一彦	栃木県真岡市中1942番地1
"	小林 文夫	栃木県真岡市下大曾645番地
"	苅田 宏之	栃木県真岡市長島212番地
"	大林 武平	茨城県筑西市柴山21番地
"	青木 良雄	茨城県筑西市筑瀬34番地
監事	鶴見 秀雄	栃木県真岡市長田1273番地
"	早瀬 佐一	栃木県真岡市長島46番地1
"	大橋 晃市	茨城県筑西市谷部101番地

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年5月9日

中国地方整備局長 林 正道

- 1 処分をした年月日 令和7年4月15日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号 株式会社ソルコム
大橋 大樹 広島県広島市中区南千田東町2-1

32 國土交通大臣許可（般一4）第2105号

3 処分の内容 建設業法第29条第1項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する一般建設業の許可）

4 処分の原因となった事実 令和7年4月1日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

相続財産清算人の選任及び相
続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和6年（家）第7477号

福岡県古賀市青柳町225番地3

申立人 林 輝義

本籍福岡県朝倉市古毛2667番地、最後の住所福岡県朝倉市古毛2667番地1、死亡の場所福岡県朝倉市、死亡年月日令和4年7月1日から10日までの間、出生の場所福岡県甘木市、出生年月日昭和40年2月22日、職業不明

被相続人 亡林 順一

事務所福岡県福岡市中央区大名2丁目12-15赤坂セブンビル4階

相続財産清算人 弁護士 宮下 和彦

催告期間満了日 令和7年11月28日

福岡家庭裁判所

令和7年（家）第9046号

福岡市博多区博多駅南2丁目2番1号

申立人 福岡県信用保証協会

本籍北九州市門司区錦町3番地3、最後の住所北九州市門司区白野江4丁目12番14-302号、死亡の場所福岡県北九州市門司区、死亡年月日令和6年7月16日、出生の場所福岡県八幡市、出生年月日昭和26年9月24日、職業会社役員

被相続人 亡岡野美枝子

事務所北九州市八幡西区折尾1-13-10オリケンビル2階

相続財産清算人 弁護士 尾崎 英司

催告期間満了日 令和7年11月25日

福岡家庭裁判所小倉支部

令和7年（家）第20032号

大分市ふじが丘南2-10-12

申立人 阿部 耕二

本籍大分市大字上宗方1014番地21、最後の住所大分市大字上宗方1014番地21、死亡の場所大分県大分市、死亡年月日令和7年1月1日から10日までの間、出生の場所大分県大野郡三重町、出生年月日昭和29年9月26日、職業無職

被相続人 亡日小田 孝

大分市荷揚町10番11号弁護士法人鳥越法律事務所

相続財産清算人 弁護士 寺本 裕二

催告期間満了日 令和7年11月30日

大分家庭裁判所

令和6年（家）第17007号

沖縄県島尻郡南風原町字大名327-3

申立人 屋部 澄孝

本籍沖縄県国頭郡名護市字名護319番地、最後の住所不明、死亡の場所不明、死亡年月日平成31年4月26日、出生の場所沖縄県国頭郡本部町、出生年月日昭和27年5月29日、職業不明

被相続人 亡岸本 儀市

沖縄県宜野湾市宇地泊2丁目1番3-702号L ink 58

相続財産清算人 弁護士 増田 正幸

催告期間満了日 令和7年11月30日

那霸家庭裁判所名護支部

令和7年（家）第17002号

沖縄県名護市宮里3丁目19番10号

申立人 山入端節子

本籍沖縄県国頭郡羽地村字振慶名24番地、最後の住所沖縄県国頭郡羽地村字振慶名24番地、死亡の場所沖縄県国頭郡羽地村、死亡年月日昭和29年11月19日、出生の場所不明、出生年月日明治13年12月20日、職業不明

被相続人 亡新垣 次郎

沖縄県沖縄市知花6丁目11番48号1階とうま法律事務所

相続財産清算人 弁護士 當眞 正姫

催告期間満了日 令和7年11月30日

那霸家庭裁判所名護支部

令和7年(家)第40005号
札幌市北区北11条西1丁目南2-6
申立人 鎌野代志美
本籍北海道夕張郡由仁町三川旭町242番地、最後の住所北海道夕張郡由仁町三川旭町126番地の1、死亡の場所北海道岩見沢市、死亡年月日令和6年12月31日、出生の場所札幌市白石区、出生年月日昭和32年2月15日、職業無職
被相続人 亡 横澤 裕之
事務所北海道岩見沢市1条西5丁目4番地2ライズビル2階弁護士法人小寺・松田法律事務所
相続財産清算人 弁護士 小野田充宏
催告期間満了日 令和7年11月14日
札幌家庭裁判所岩見沢支部

令和7年(家)第280号
北海道北見市小泉939-2
申立人 亀井 泰史
本籍北海道常呂郡佐呂間町字幌岩144番地、最後の住所北海道北見市東陵町140番地19、死亡の場所北海道北見市、死亡年月日令和7年1月11日頃から20日頃までの間、出生の場所北海道常呂郡佐呂間町、出生年月日昭和37年5月6日、職業酪農業
被相続人 亡 亀井 徳夫
北海道北見市とん田東町623番地1
相続財産清算人 弁護士 浦澤 佳弘
催告期間満了日 令和7年11月13日
釧路家庭裁判所北見支部

令和7年(家)第7023号
福島県双葉郡浪江町大字権現堂字南深町7番地3
申立人 高倉 幸子
本籍福島県双葉郡浪江町大字川添字迫田5番地、最後の住所福島県双葉郡浪江町大字川添字葉山46番地、死亡の場所福島県本宮市、死亡年月日令和6年4月2日、出生の場所福島県伊達郡福田村、出生年月日大正10年7月1日、職業無職
被相続人 亡 志賀 ミヨ
福島県いわき市平字田町120番地 ラトブ7階 浜通り法律事務所
相続財産清算人 弁護士 渡辺 淑彦
催告期間満了日 令和7年11月17日
福島家庭裁判所いわき支部

令和7年(家)第7033号
福島県白河市表郷金山字越堀83番地
申立人 増子 壽春
本籍福島県いわき市四倉町字5丁目134番地2、最後の住所福島県いわき市四倉町上仁井田字矢ノ田10番地の2 市営住宅3-306、死亡の場所福島県いわき市、死亡年月日令和6年11月12日、出生の場所福島県石城郡四倉町、出生年月日昭和28年11月14日、職業無職
被相続人 亡 鈴木 義光
福島県いわき市平字五町目15番地の6 渡辺正之法律事務所
相続財産清算人 弁護士 渡辺 正之
催告期間満了日 令和7年11月17日
福島家庭裁判所いわき支部

令和7年(家)第6012号
茨城県龍ケ崎市佐貫1丁目16番地3
申立人 江橋くるみ
本籍石川県金沢市長町2丁目159番地、最後の住所茨城県龍ケ崎市貝塚原町3690番地の2、死亡の場所茨城県龍ケ崎市、死亡年月日令和6年10月21日、出生の場所富山県東砺波郡出町、出生年月日昭和26年12月1日、職業無職
被相続人 亡 江尻 志朗
事務所茨城県牛久市ひたち野西3丁目31番10号 ワイズコート3階 ひたちの総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 徳田 祐介
催告期間満了日 令和7年11月26日
水戸家庭裁判所龍ヶ崎支部

令和7年(家)第20018号
栃木県宇都宮市下戸祭1丁目9番16号
申立人 株式会社アイシーエス
本籍栃木県宇都宮市八幡台652番地51、最後の住所栃木県宇都宮市八幡台8番12号、死亡の場所栃木県矢板市、死亡年月日令和6年8月15日、出生の場所栃木県那須郡那須野町、出生年月日昭和23年1月5日、職業会社役員
被相続人 亡 池田 勇介
栃木県宇都宮市大通り4丁目1番20号 宇都宮けやき通りビル6階C号室 けやき宇都宮弁護士法律事務所
相続財産清算人 弁護士 竹田進之介
催告期間満了日 令和7年11月15日
宇都宮家庭裁判所

令和7年(家)第77号
埼玉県春日部市中央7丁目2番地1
申立人 春日部市長 岩谷 一弘
本籍東京都板橋区上板橋1丁目4818番地、最後の住所埼玉県春日部市上蛭田14番地3パブリデンス春日部豊春401号、死亡の場所埼玉県越谷市、死亡年月日令和6年2月20日、出生の場所埼玉県北足立郡新座町、出生年月日昭和42年12月22日、職業会社員
被相続人 亡 岩村 英生
事務所埼玉県春日部市柏壁東2丁目3番29号 プロスパラス吉野303やまぐち法律事務所
相続財産清算人 弁護士 山口 翔一
催告期間満了日 令和7年12月12日
さいたま家庭裁判所越谷支部

令和7年(家)第127号
埼玉県深谷市山河702番地1
申立人 坂田自動車工業株式会社
本籍埼玉県深谷市山河606番地、最後の住所埼玉県深谷市山河606番地、死亡の場所愛知県みよし市、死亡年月日平成24年9月9日、出生の場所埼玉県熊谷市、出生年月日昭和20年9月25日、職業無職
被相続人 亡 久保田 達
事務所埼玉県熊谷市宮町1丁目32番地 林法律事務所
相続財産清算人 弁護士 林 和芳
催告期間満了日 令和7年11月28日
さいたま家庭裁判所熊谷支部

令和7年(家)第325号
千葉県長生郡一宮町一宮2821番地1 片岡ビルC
申立人 小池 達
本籍千葉県夷隅郡大多喜町久我原759番地、最後の住所千葉県いすみ市岬町岩熊138番地10ピア宮敷、死亡の場所千葉県東金市、死亡年月日令和7年1月1日、出生の場所東京都町田市、出生年月日昭和39年1月17日、職業無職
被相続人 亡 小倉 正子
事務所千葉県長生郡一宮町一宮2821番地1 片岡ビルC上総一宮司法書士事務所
相続財産清算人 司法書士 小池 達
催告期間満了日 令和7年12月22日
千葉家庭裁判所一宮支部

令和6年(家)第73414号
東京都江戸川区東葛西2丁目15番6号
申立人 榎本 義丈
本籍東京都江戸川区東葛西2丁目303番地1、最後の住所東京都江戸川区東葛西2丁目15番6号、死亡の場所東京都江戸川区、死亡年月日令和4年12月7日頃、出生の場所東京都江戸川区、出生年月日昭和21年7月17日、職業無職
被相続人 亡 戸谷 克子
事務所東京都港区東新橋1丁目1番21号今朝ビル9階辻誠法律事務所
相続財産清算人 弁護士 田村 香代
催告期間満了日 令和7年12月1日
東京家庭裁判所

令和7年(家)第70257号
東京都杉並区上井草2-22-22
申立人 平山まり子
本籍東京都北区上十条5丁目13番地1、最後の住所東京都北区上十条5丁目24番5号、死亡の場所東京都北区、死亡年月日令和6年4月1日、出生の場所東京都北区、出生年月日昭和24年5月4日、職業無職
被相続人 亡 新井志津政
事務所東京都千代田区大手町1丁目1番2号 大手門タワー西村あさひ法律事務所・外国法共同事業
相続財産清算人 弁護士 横山兼太郎
催告期間満了日 令和7年12月1日
東京家庭裁判所

令和7年(家)第70331号
東京都葛飾区東金町6-6-2コティリードン502号
申立人 金杉 宏敬
本籍東京都中野区新井4丁目48番地、最後の住所東京都千代田区神田淡路町2丁目8番地1かんだ連雀、死亡の場所東京都千代田区、死亡年月日令和6年10月3日、出生の場所佐賀県唐津市、出生年月日昭和23年11月5日、職業無職
被相続人 亡 久布白 寛
事務所東京都千代田区丸の内2丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所・外国法共同事業
相続財産清算人 弁護士 濱 史子
催告期間満了日 令和7年12月1日
東京家庭裁判所

令和7年(家)第70465号
 東京都渋谷区代々木2-5-1 羽田ビル802号室 新宿南法律事務所
 申立人 川戸 万葉
 本籍静岡県静岡市葵区神明町82番地、最後の住所東京都練馬区石神井町3丁目6番4号
 プレール石神井公園103、死亡の場所東京都千代田区、死亡年月日令和6年11月29日、出生の場所静岡県静岡市、出生年月日昭和37年6月29日、職業無職
 被相続人 亡 池田加代子
 事務所東京都港区西新橋1丁目12番8号西新橋中ビル5階 ヒューマンネットワーク中村総合法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 鈴木 敦士
 催告期間満了日 令和7年12月1日
 東京家庭裁判所

令和7年(家)第90101号
 新潟県南魚沼市石打954番地1
 申立人 ライオンズマンション石打丸山管理組合法人
 本籍東京都中野区中央3丁目52番地、最後の住所東京都立川市幸町4丁目52番地の1幸町団地13棟104号、死亡の場所東京都立川市、死亡年月日推定令和5年12月11日、出生の場所東京都中野区、出生年月日昭和23年10月15日、職業不明
 被相続人 亡 石井 博
 事務所東京都武蔵野市吉祥寺本町1丁目31番11号K Sビル601 よつ葉法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 井ノ川龍太朗
 催告期間満了日 令和7年11月20日
 東京家庭裁判所立川支部

令和7年(家)第40142号
 神奈川県鎌倉市腰越1-15-6
 申立人 中丸百合子
 本籍神奈川県鎌倉市笛田2丁目672番地2、最後の住所横浜市南区前里町3丁目80番地マイキャッスル横浜南404号室、死亡の場所神奈川県横浜市南区、死亡年月日令和6年1月9日、出生の場所神奈川県座間市、出生年月日昭和47年12月22日、職業無職
 被相続人 亡 郷原 康弘
 事務所横浜市中区弁天通4-52ナインティ一横浜6階
 相続財産清算人 弁護士 西田 智行
 催告期間満了日 令和7年12月12日
 横浜家庭裁判所

令和7年(家)第3071号
 神奈川県愛甲郡清川村宮ヶ瀬971-41
 申立人 尾澤 孝治
 本籍神奈川県愛甲郡清川村宮ヶ瀬1453番地、最後の住所神奈川県愛甲郡清川村宮ヶ瀬971番地の25、死亡の場所神奈川県愛甲郡清川村、死亡年月日平成19年4月11日、出生の場所神奈川県愛甲郡清川村、出生年月日大正5年4月4日、職業主婦
 被相続人 亡 落合 幾子
 事務所神奈川県厚木市中町3丁目12番3号藍田ビル5階 本厚木法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 瀬戸 崇文
 催告期間満了日 令和7年11月25日
 横浜家庭裁判所小田原支部

令和6年(家)第3036号
 新潟県北蒲原郡聖籠町大字網代浜998-1アスリート301号
 申立人 高山 圭司
 本籍新潟県新発田市向中条488番地、最後の住所新潟県新発田市住吉町3丁目2番15号、死亡の場所新潟県新発田市、死亡年月日推定令和5年8月29日、出生の場所新潟県北蒲原郡水原町、出生年月日昭和53年12月5日、職業不明
 被相続人 亡 阿部 一豊
 新潟県新発田市中央町3丁目2番23号 セントラルビル2階 新発田中央法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 吉村 一洋
 催告期間満了日 令和7年12月31日
 新潟家庭裁判所新発田支部

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することができます。

令和7年(ヘ)第6号
 大阪府豊中市上野坂2丁目1番13号
 申立人 矢島 雅子
 権利を争う旨の申述の終期 令和7年7月30日
 令和7年4月17日 東京簡易裁判所

(別紙) 目録
 日本銀行出資証券 25枚
 (1)種類枚数 10口券1枚
 記号番号 ろ25696
 発行年月日 平成12年11月24日
 額面 1,000円
 一口の金額 100円
 最終名義人 申立人
 最終所持人 申立人
 (2)記号番号 ろ25697
 (3)記号番号 ろ25698
 (4)記号番号 ろ25699
 (5)記号番号 ろ25700
 (6)種類枚数 1口券1枚
 記号番号 い14200
 額面 100円
 (7)記号番号 い14201
 (8)記号番号 い14202
 (9)記号番号 い14203
 (10)記号番号 い14204
 (11)記号番号 い14205
 (12)記号番号 い14206
 (13)記号番号 い14207
 (14)記号番号 い14208
 (15)記号番号 い14209
 (16)記号番号 い14210
 (17)記号番号 い14211
 (18)記号番号 い14212
 (19)記号番号 い14213
 (20)記号番号 い14214
 (21)記号番号 い14215
 (22)記号番号 い14216
 (23)記号番号 い14217
 (24)記号番号 い14218
 (25)記号番号 い14219

(2)ないし(25)の証券の発行年月日、一口の金額、最終名義人、最終所持人は(1)の証券の記載に同じ
 (2)ないし(5)の証券の種類枚数、額面は(1)の証券の記載に同じ
 (7)ないし(25)の証券の種類枚数、額面は(6)の証券の記載に同じ

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

令和7年(家)第1124号
 東京都足立区大谷田3丁目1番15-205号
 申立人 政石 剣司
 本籍神奈川県横浜市中区立野4番地、最後の住所不明
 不在者 政石 駿
 昭和20年1月22日生
 届出期間満了日 令和7年8月21日
 東京家庭裁判所

令和6年(家)第680号
 宮崎県宮崎市佐土原町石崎1丁目10番地21
 申立人 山之口浩仁
 本籍宮崎県宮崎市神宮西2丁目265番地、最後の住所川崎市宮前区馬絹1494番地14スカイピア宮崎台203
 不在者 山之口浩幸
 昭和59年10月24日生
 届出期間満了日 令和7年8月22日
 横浜家庭裁判所川崎支部

令和6年(家)第833号
 川崎市高津区下野毛3丁目14番23号
 申立人 佐藤 次郎
 本籍神奈川県川崎市高津区下野毛3丁目14番、最後の住所フィリピン国以下不詳
 不在者 佐藤 順哉
 昭和59年1月13日生
 届出期間満了日 令和7年8月22日
 横浜家庭裁判所川崎支部

失踪宣告

令和6年(家)第76号
 本籍北海道小樽市高島3丁目145番地、最後の住所北海道小樽市高島3丁目7番4号
 不在者 三浦能理子
 昭和14年4月5日生
 令和7年4月15日失踪宣告審判確定
 札幌家庭裁判所小樽支部裁判所書記官

令和6年(家)第995号
 本籍京都市南区西九条開ケ町35番地、最後の住所名古屋市北区田幡1丁目7番21号
 不在者 坂根 伸範
 昭和19年3月26日生
 令和7年4月15日失踪宣告審判確定
 名古屋家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第855号

本籍高知県吾川郡仁淀川町加枝1143番地、最後の住所京都府京都市右京区京北大野町長池2番地

不在者 山田 忠重

昭和6年11月28日生

令和7年4月12日失踪宣告審判確定

京都家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第911号

本籍熊本県熊本市中央区妙体寺町7番地3、最後の住所神戸市長田区日吉町2丁目1番16-1209号

不在者 松永 恭雄

昭和7年5月30日生

令和7年4月15日失踪宣告審判確定

神戸家庭裁判所裁判所書記官

除 権 決 定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。

令和6年(へ)第2号

福井県あわら市舟津第11号2番地1

申立人 八木 克郎

福井県あわら市舟津第11号4番地1

申立人 雲竜 紀江

福井県あわら市舟津第11号6番地

申立人 齊藤 朋愛

福井県あわら市舟津第32号2番地1

申立人 齊藤 大樹

権利の届出の終期 令和7年4月4日

令和7年4月9日 福井簡易裁判所

(別紙) 目 錄

1(1)土地 あわら市温泉五丁目612番

宅地 517.61平方メートル

(2)登記年月日番号 福井地方法務局明治35年2月26日受付第488号

(3)登記した権利の内容

明治35年2月14日地上権設定

地上権者 坂井郡芦原町舟津

高橋 末蔵

目的 建物所有

範囲 北方より8間南方にて2畝19歩

存続期間 明治35年2月14日より同43年2月14日まで
地代 1年15円42銭
支払期 每年12月25日

(1)土地 あわら市温泉五丁目1001番
宅地 640.19平方メートル

(2)登記年月日番号 福井地方法務局明治35年2月26日受付第488号

(3)登記した権利の内容
明治35年2月14日地上権設定

地上権者 坂井郡芦原町舟津
高橋 末蔵

目的 建物所有
範囲 北方より8間南方にて2畝19歩

存続期間 明治35年2月14日より同43年2月14日まで
地代 1年15円42銭
支払期 每年12月25日

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第29号

岐阜県可児市兼山170番地1

債務者 ヨコヤ産業有限会社

代表者取締役 横家 良平

1 決定年月日時 令和7年4月25日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 渡辺 健也
4 破産債権の届出期間 令和7年5月28日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月15日午前11時30分

岐阜地方裁判所御嵩支部

令和7年(フ)第654号

福岡市博多区博多駅南3丁目17番10号コアマシション博多駅南1202号

債務者 株式会社夢光翔

代表者取締役 安部 勝己

1 決定年月日時 令和7年4月23日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 西依 雅広

4 破産債権の届出期間 令和7年5月30日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月1日午前10時

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第109号

岡山県倉敷市福田町古新田863番地28

債務者 株式会社F管理

代表者取締役 三宅 浩史

1 決定年月日時 令和7年4月28日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 安田 寛
4 破産債権の届出期間 令和7年6月12日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月14日午後1時30分

岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和7年(フ)第110号

岡山県倉敷市福田町古新田863番地28

債務者 有限会社風来坊食品

代表者取締役 三宅 浩史

1 決定年月日時 令和7年4月28日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 安田 寛
4 破産債権の届出期間 令和7年6月12日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月14日午後1時30分

岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和7年(フ)第52号

茨城県結城市大字結城11413番地

債務者 有限会社扶桑合成

代表者取締役 桑谷 洋一

1 決定年月日時 令和7年4月24日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 志村 和俊
4 破産債権の届出期間 令和7年6月23日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月22日午前10時30分

水戸地方裁判所下妻支部

令和7年(フ)第346号

広島市安佐北区三入1丁目16番7号

債務者 有限会社健康宅配ネット

代表者取締役 小嶋 康敏

1 決定年月日時 令和7年4月25日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 長谷川 遼

4 破産債権の届出期間 令和7年5月26日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月4日午後1時30分

6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。

広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第43号

宮崎県都城市吉尾町6135番地1

債務者 株式会社タイヤガーデン都城

代表者取締役 上津曲政浩

1 決定年月日時 令和7年4月28日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 谷口 哲
4 破産債権の届出期間 令和7年5月30日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月16日午後1時30分

6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。

宮崎地方裁判所都城支部

令和7年(フ)第474号

福岡県福津市勝浦598番地

債務者 株式会社新日本仮設

代表者取締役 君島 貴子

1 決定年月日時 令和7年4月22日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 染谷 翼
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月23日午前10時30分

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第581号

福岡市南区井尻2丁目49番39-302号ラボルメゾン

債務者 株式会社Pono.Co

代表者取締役 岡 龍太郎

1 決定年月日時 令和7年4月25日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 一坊寺麻希
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月25日午前11時

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第597号	福岡市博多区博多駅前2丁目10番12号 債務者 株式会社エンドロール 代表者代表取締役 長畠 雅郎 1 決定年月日時 令和7年4月23日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 坂口 滋行 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月2日午前10時 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第672号	福岡県大野城市大城3丁目10番35-B302号 債務者 大新住宅株式会社 代表者代表取締役 大久保 満 1 決定年月日時 令和7年4月25日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 福島 直也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月9日午前10時 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第1328号	大阪市北区梅田3丁目2番123号 債務者 株式会社パワー・アイ 代表者代表取締役 田上 昌義 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 内芝 良輔 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月10日午後1時50分 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第1330号	東京都千代田区神田佐久間河岸55朝風染常ビル2F 債務者 株式会社ランドマークス 代表者代表取締役 田上 昌義 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 内芝 良輔 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月10日午後1時50分 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第73号	滋賀県長浜市千草町43番地3 債務者 株式会社オールワン 代表者代表取締役 北川 保男

令和7年(フ)第184号	愛知県安城市住吉町3丁目3番5号リコットタワー新安城2001 債務者 株式会社AJ F l o u r i s h 代表者代表取締役 福山 資嗣 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 亀村 恭平 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月30日午前10時45分 神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第68号	三重県鈴鹿市西条4丁目104番地 債務者 株式会社プロヴァンス・ハウシーズ 代表者代表取締役 潑川 新平 1 決定年月日時 令和7年4月25日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 飯田 聰 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月22日午後2時45分 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
令和7年(フ)第1630号	大阪市北区大淀中3丁目10番13号 債務者 株式会社サンヨー 代表者代表取締役 木田 知孝 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高橋 幸平 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月4日午前11時30分 福島地方裁判所郡山支部破産係
令和7年(フ)第620号	横浜市瀬谷区瀬谷4丁目39番地17 債務者 P r i m e H o p e s 株式会社 代表者代表取締役 青木 章浩 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 阿部新治郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月6日午後2時 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第134号	兵庫県姫路市大津区天満593-3 債務者 一般社団法人瑛賛会 代表者代表理事 田中 千裕 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 長瀬 孝浩 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月28日午前11時15分 長野地方裁判所松本支部
令和7年(フ)第152号	岐阜市西河渡3丁目70番地1 債務者 E-L I F E 合同会社 代表者業務執行社員 佐々木信秀 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小森 正悟 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月7日午前10時10分 神戸地方裁判所姫路支部
令和7年(フ)第29号	北海道美唄市東五条北8丁目1番15号 債務者 有限会社ニチエイ産業 代表者代表取締役 岡谷内明人 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 磯田 丈弘 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月5日午前11時30分 札幌地方裁判所岩見沢支部
令和7年(フ)第13号	山口県長門市仙崎362番地1 債務者 株式会社ニューオート工業 代表者代表取締役 前川 佳賢 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中光 弘治 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月29日午後1時30分 岐阜地方裁判所
令和7年(フ)第237号	神戸市灘区新在家南町5丁目5番13号 債務者 有限会社充豊工業 代表者代表取締役 尾花 大輔

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第116号

岡山県倉敷市福田町古新田863番地28

債務者 三宅 浩史

- 1 決定年月日時 令和7年4月28日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 安田 寛
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月12日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月14日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで

岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和7年(フ)第93号

函館市海岸町3番16号 ファミール庄子1
207号

債務者 吉村 一明

- 1 決定年月日時 令和7年4月28日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山内 良輔
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月16日午後1時50分
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで

函館地方裁判所

令和7年(フ)第178号

岡山市北区大供1丁目2番25号 浜田ビル4D、旧住所岡山市北区鹿田町1丁目6番17号403

債務者 坂川真佐希

- 1 決定年月日時 令和7年4月25日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 南 和成
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月15日午前11時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで

岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第23号

福島県白河市東金子字枇杷山66番地16

債務者 大平 博三

- 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 湯圭 聖史
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月26日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月16日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで

令和7年(フ)第596号

福岡市西区今津30番地

債務者 池 ひとみ

- 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 萩野 哲也
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月13日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月18日午前1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第51号

千葉県袖ヶ浦市蔵波台7丁目11番地29

債務者 霜田 侑一

- 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 竹中 大樹
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月29日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月4日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで

千葉地方裁判所木更津支部

令和7年(フ)第13号

岐阜県加茂郡川辺町石神414番地1、前住所名古屋市千種区春岡1丁目23番6号 メゾン西坂401

債務者 中野 綾華

- 1 決定年月日時 令和7年4月23日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 林 真由美
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月27日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月15日午後2時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで

岐阜地方裁判所御嵩支部

令和7年(フ)第115号

神奈川県秦野市堀山下557番地 丹沢病院内、住民票上の住所神奈川県足柄上郡松田町松田庶子321番地4

債務者 蝦名 正義

成年後見人 安江 一

- 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 石森加奈子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月6日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月30日午前11時30分

- 6 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで
- 横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年(フ)第81号

愛知県豊川市一宮町大池122番地2 ルミエール一宮C棟102号

債務者 小山 浩庸

- 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小林 哲也
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月26日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月25日午前10時40分

- 6 免責意見申述期間 令和7年7月11日まで
- 名古屋地方裁判所豊橋支部

令和6年(フ)第2549号

横浜市神奈川区反町2丁目16番地5 コーポサトック35号

債務者 及川 結斗

- 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 檜垣 智子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月26日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月25日午前10時40分

- 6 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで
- 横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第482号

埼玉県蕨市南町2-16-16 メゾンアイリス202、住民票上の住所さいたま市桜区西堀7丁目1番17号

債務者 赤羽根和晃

- 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 柳川 昌也
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月30日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月14日午前11時30分

- 6 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで
- さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第55号

千葉県大網白里市駒込736番地6

債務者 クルンチュ由美子

- 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐久間貴幸
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月26日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月7日午前10時

- 6 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで
- 千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和7年(フ)第103号

東京都府中市紅葉丘3丁目17番地の44

債務者 市川 明伸

- 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田原 遊太
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月28日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月2日午前10時45分

- 6 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで
- 東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第88号

神奈川県横須賀市富士見町3丁目41番地、住民票上の住所神奈川県横須賀市安浦町1丁目22番地石川ビル102

債務者 岩島 憲一

- 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 河野 康裕
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月19日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月3日午前11時

- 6 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで
- 横浜地方裁判所横須賀支部

<p>令和6年(フ)第450号 栃木県鹿沼市西沢町359番地3、住民票上の住所栃木県鹿沼市貝島町652番地221 債務者 小野 潤 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 竹澤 隆 4 破産債権の届出期間 令和7年6月6日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月4日前10時50分 6 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係</p>	<p>5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月17日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで 千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係 令和7年(フ)第577号 東京都西多摩郡瑞穂町大字殿ヶ谷934番地1 メルシーコーポ105号 債務者 堂園 重信 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 斎藤 真弘 4 破産債権の届出期間 令和7年5月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月11日前11時15分 6 免責意見申述期間 令和7年7月11日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年4月25日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 森脇 宏 4 破産債権の届出期間 令和7年6月6日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月19日午後1時30分 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。 7 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 大分地方裁判所民事第1部破産再生係</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年4月24日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 谷 和子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月24日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係 令和7年(フ)第230号 北九州市小倉南区北方2丁目14番26—503号、 前住所北九州市小倉北区大手町12番5—504号 債務者 森 泰助 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 川原 秀範 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月1日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部</p>
<p>令和7年(フ)第633号 東京都立川市上砂町1丁目13番地の1都営上砂町1丁目アパート3棟205号 債務者 加藤 航平 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鈴木 芳乃 4 破産債権の届出期間 令和7年5月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月4日前1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部</p>	<p>令和7年(フ)第49号 富山県高岡市京田447番地 アークビレッジ京田302号 債務者 法才 博栄 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 串田 光成 4 破産債権の届出期間 令和7年6月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年8月7日前10時 6 免責意見申述期間 令和7年8月6日まで 富山地方裁判所高岡支部</p>	<p>令和7年(フ)第49号 鳥取県八頭郡八頭町富枝38番地、旧住所大阪府交野市天野が原町2丁目13番3号 債務者 松井 敬之 1 決定年月日時 令和7年4月28日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 西堀 省吾 4 破産債権の届出期間 令和7年5月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月22日午前10時 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。</p>	<p>令和7年(フ)第52号 鳥取県八頭郡八頭町富枝38番地、旧住所大阪府交野市天野が原町2丁目13番3号 債務者 松井 敬之 1 決定年月日時 令和7年4月28日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 川原 秀範 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月1日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部</p>
<p>令和7年(フ)第607号 東京都小金井市本町4丁目19番2号小金井S Uコート205 債務者 山本 洋介 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 池浦 慧 4 破産債権の届出期間 令和7年5月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月9日前1時15分 6 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部</p>	<p>令和7年(フ)第30号 北海道美唄市西五条北1丁目5番5号 債務者 岡谷内明人 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 磯田 丈弘 4 破産債権の届出期間 令和7年5月26日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月5日前11時30分 6 免責意見申述期間 令和7年8月6日まで 富山地方裁判所高岡支部</p>	<p>令和7年(フ)第30号 岡山県井原市井原町1402番地2 井原団地1—104 債務者 藤井 昌恵 1 決定年月日時 令和7年4月24日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岡田 孝文 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月7日前10時 5 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 鳥取地方裁判所民事部</p>	<p>令和7年(フ)第66号 岡山県井原市井原町1402番地2 井原団地1—104 債務者 藤井 昌恵 1 決定年月日時 令和7年4月24日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 一ノ瀬美枝 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月24日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで 福島地方裁判所会津若松支部破産係</p>
<p>令和7年(フ)第64号 千葉県東金市宿574番地3 債務者 中村 和美 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 相田 敦史 4 破産債権の届出期間 令和7年5月26日まで</p>	<p>令和7年(フ)第64号 札幌地方裁判所岩見沢支部 令和7年(フ)第156号 大分市下郡東2丁目4番7号 ヒルサイドハウス303、住民票上の住所神奈川県横須賀市ハイランド1丁目23番18—509号 債務者 藤原 理恵</p>	<p>令和7年(フ)第64号 岡山地方裁判所倉敷支部破産係 令和7年(フ)第106号 沖縄県糸満市武富743—2 ケイズグランデ101、住民票上の住所岡山県倉敷市有城245番地 債務者 佐藤 寛顕</p>	<p>令和7年(フ)第73号 静岡県御殿場市川島田341番地の3、前住所静岡県駿東郡小山町生土149番地の10 県住小山第二団地1号棟106号 債務者 高橋 良子(旧姓諸星) 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 後藤真希子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月19日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係</p>

令和7年(フ)第14号

兵庫県丹波篠山市東吹1090番地1
債務者 太田 尚樹

- 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田渕 仁士
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月10日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで
神戸地方裁判所柏原支部

令和7年(フ)第16号

群馬県前橋市鶴光路町172番地2
債務者 山田 弘美

- 1 決定年月日時 令和7年4月25日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 谷田 良
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月10日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(フ)第60号

群馬県前橋市箱田町64番地8 IXE 3号
債務者 志田 達也

- 1 決定年月日時 令和7年4月25日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 太田 純子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月17日午前11時45分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(フ)第121号

新潟市中央区米山3丁目1番41号 パストラルハイム米山壱番館1004号
債務者 小林 一郎

- 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 磯部 宜
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月4日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで
新潟地方裁判所民事部

令和7年(フ)第99号

福岡県久留米市合川町1877番地23
債務者 滝田 信司

- 1 決定年月日時 令和7年4月25日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中村 愛

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月4日午前10時5分

- 5 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和7年(フ)第111号

福岡県久留米市長門石2丁目2番28-601号
債務者 齊藤 亮太

- 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 坂口 澄行
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月10日午前10時20分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和7年(フ)第432号

福岡市早良区南庄3丁目9番12号 レイコーポ 201号
債務者 吉田 奈緒

- 1 決定年月日時 令和7年4月25日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 前園 健司
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月24日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第590号

福岡県糸島市浦志2丁目2番27-202号
債務者 榎崎 歩

- 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 安武 夏子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月1日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第582号

福岡県春日市春日原東町4丁目19番地2、前住所福岡市早良区東入部1丁目7番13-201号ガーデンヒルズB
債務者 岡 龍太郎

- 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 一坊寺麻希
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月25日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第598号

福岡市早良区百道浜4丁目3番1-408号
シーサイドももち サウスステージ1棟

債務者 G A R O s u p p o r t こと 長畠 雅郎

- 1 決定年月日時 令和7年4月23日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 坂口 澄行
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月2日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第599号

福岡市南区井尻3丁目5番23号、前住所福岡市博多区博多駅前4丁目11番6-703号 第5いそのビル

債務者 金城 拓也

- 1 決定年月日時 令和7年4月23日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 坂口 澄行
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月2日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第65号

群馬県太田市小舞木町645番地 クプラマンション203号
債務者 堀 将一

- 1 決定年月日時 令和7年4月25日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松浦 貴之
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月19日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第178号

福岡市博多区堅粕4丁目7番32-202号 パステルハイツ博多

債務者 田中瀬根奈

- 1 決定年月日時 令和7年4月25日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 吉原俊太郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月1日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第336号

福岡県糟屋郡須恵町大字須恵1088番地2 工スポート205号

債務者 中山軽運送こと 中山 仁

- 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 永長寿美子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月1日午後4時
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第385号

福岡市博多区堅粕2丁目13番3-101号 市営ニュー堅粕住宅3棟

債務者 高田 光平

- 1 決定年月日時 令和7年4月25日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 庄島 純平
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月1日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第494号

福岡県糟屋郡志免町坂瀬1番204号
債務者 江頭 信広

- 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岡崎 康平
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月26日午後1時10分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第507号

福岡市城南区別府4丁目8番15-102号
ハーモニーハウスラ・パロマ、前住所福岡市東区唐原7丁目14番9号 アップルハウス102号

債務者 ぐあちまーさんこと 穴吹 夏美

- 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 永松 裕幹
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月26日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第528号 福岡県糸島市前原西四丁目11番40号 (202) 債務者 山本 拓也 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 久富 達也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月24日午後4時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで 福岡地方裁判所第4民事部	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月22日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 水戸地方裁判所下妻支部	令和7年(フ)第433号 福岡県筑紫野市大字永岡833番地2 筑紫野スカイマンション103号 債務者 武藤 純代 (旧姓石山・佐々木) 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 太田 千遙 4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第47号 愛知県豊橋市小向町字北小向138番地18 債務者 エアテクニカルこと 筒井 宏光 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 名古屋地方裁判所豊橋支部
令和7年(フ)第536号 福岡県那珂川市片縄北6丁目6番20号 グランペールI 102号 債務者 上野 典子 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 一坊寺麻希 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月4日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年4月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 志村 和俊 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月22日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 水戸地方裁判所下妻支部	令和7年(フ)第29号 群馬県北群馬郡吉岡町大字上野田1256番地199 債務者 岡部 清司 1 決定年月日時 令和7年4月28日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 杉原 信二 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月15日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 前橋地方裁判所民事部破産再生係	令和7年(フ)第14号 和歌山県田辺市上の山2丁目16番34号 市営住宅 債務者 濱口 利行 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 和歌山地方裁判所田辺支部
令和7年(フ)第586号 福岡県朝倉郡東峰村大字小石原251番地 債務者 熊谷 靖志 1 決定年月日時 令和7年4月25日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大津 集平 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月1日午後3時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年4月28日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 杉原 信二 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月15日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 前橋地方裁判所民事部破産再生係	令和7年(フ)第34号 新潟県村上市早稲田438番地 債務者 富樫 道広 1 決定年月日時 令和7年4月28日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石戸 裕 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月16日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 新潟地方裁判所新発田支部	令和7年(フ)第124号 函館市本通4丁目29番6号 本通A P 1階左 債務者 中村 肇 1 決定年月日時 令和7年4月25日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 函館地方裁判所
令和7年(フ)第587号 福岡県朝倉郡東峰村大字小石原251番地 債務者 熊谷 弘枝 1 決定年月日時 令和7年4月25日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大津 集平 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月1日午後3時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年4月28日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石戸 裕 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月16日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 新潟地方裁判所新発田支部	令和7年(フ)第1537号 大阪府寝屋川市黒原橋町29番3号 債務者 大槻 拓 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大坂 章仁 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月7日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第128号 北海道亀田郡七飯町本町8丁目15番3-211号 90-1-211 債務者 長谷川江吏子 1 決定年月日時 令和7年4月25日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 函館地方裁判所
令和7年(フ)第53号 茨城県結城市大字結城11413番地6 債務者 桑谷 洋一 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 志村 和俊	1 決定年月日時 令和7年4月25日午後3時 2 主文 傾斜者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大坂 章仁 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月7日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第47号 愛知県豊橋市小向町字北小向138番地18 債務者 エアテクニカルこと 筒井 宏光 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後5時 2 主文 傾斜者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 名古屋地方裁判所豊橋支部	令和7年(フ)第86号 愛知県豊川市桜ヶ丘町38番地 シャルミーユ桜ヶ丘205号 債務者 田邊 瑞希 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後5時 2 主文 傾斜者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 名古屋地方裁判所豊橋支部
令和7年(フ)第12号 三重県度会郡玉城町佐田702番地1 コーポハイビス102号、前住所三重県度会郡玉城町原582番地 債務者 上之郷信幸 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後1時 2 主文 傾斜者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 津地方裁判所伊勢支部破産係	令和7年(フ)第1号 岡山県倉敷市上東1035番地1 グリーンコーポ坪井 202号室、転居前の住所栃木県日光市今市1287番地 アブリコットB105 債務者 水川 真也 (旧姓澤田) 1 決定年月日時 令和7年4月25日午前10時 2 主文 傾斜者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係		

令和7年(フ)第242号
北九州市小倉北区宇佐町2丁目5番1号、前
住所北九州市若松区古前2丁目26番1号
債務者 南 ミチヨ(旧姓森田)
1 決定年月日時 令和7年4月23日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで
　　福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第246号
北九州市小倉南区志徳1丁目1番37-302号
債務者 山角真理也
1 決定年月日時 令和7年4月23日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで
　　福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第35号
福島県会津若松市館馬町4番24号 佐藤ア
パート102号
債務者 増子 孝子
1 決定年月日時 令和7年4月23日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで
　　福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和7年(フ)第43号
福島県会津若松市追手町5番26号 レイトン
ハウス2-R号室、前住所福島県会津若松市
東栄町6番28号
債務者 星 敏子
1 決定年月日時 令和7年4月23日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで
　　福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和7年(フ)第177号
愛知県知立市昭和9丁目4番地 知立団地13
棟101号
債務者 木藤 大輔

1 決定年月日時 令和7年4月24日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年(フ)第107号
大阪府泉佐野市長滝2357番地の1 泉佐野長
滝住宅3-204
債務者 星野 恵(旧姓菅谷)
1 決定年月日時 令和7年4月24日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和7年(フ)第126号
大阪府岸和田市南上町2丁目20番3-606号
債務者 蛭間 瑞唯
1 決定年月日時 令和7年4月24日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和7年(フ)第129号
大阪府岸和田市下池田町3丁目13番2-112
号
債務者 末元 和子(旧姓前田)
1 決定年月日時 令和7年4月24日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和7年(フ)第134号
大阪府阪南市尾崎町8丁目5番20号
債務者 吉岡愛里子
1 決定年月日時 令和7年4月24日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで
　　大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第137号
大阪府岸和田市藤井町1丁目19番21-501号
債務者 湊 ひとみ
1 決定年月日時 令和7年4月24日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで
　　大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第143号
大阪府岸和田市今木町350番地の10
債務者 Creviaことアレシアこと 谷 健太郎
1 決定年月日時 令和7年4月24日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで
　　大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第148号
大阪府泉佐野市野出町16番3-203号
債務者 富岡 優子
1 決定年月日時 令和7年4月24日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで
　　大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第151号
大阪府阪南市尾崎町3丁目1番10号
債務者 下田 正人
1 決定年月日時 令和7年4月24日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで
　　大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第152号
　　大阪府岸和田市土生町8丁目9番19号
　　債務者 山原 大樹

1 決定年月日時 令和7年4月24日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで
　　大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第165号
　　大阪府岸和田市上松町5丁目6番7号、前住所大阪府岸和田市磯上町6丁目11番3号
　　債務者 島田電気設備こと 島田房次郎

1 決定年月日時 令和7年4月24日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで
　　大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第171号
　　大阪府泉北郡忠岡町忠岡東1丁目33番1—604号
　　債務者 佐藤 信男

1 決定年月日時 令和7年4月24日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで
　　大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第177号
　　大阪府和泉市黒鳥町3丁目21番3—305号
　　債務者 谷口 誠

1 決定年月日時 令和7年4月24日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで
　　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和7年(フ)第1247号	大阪市生野区林寺6丁目2番8号 シャムロック林寺 202 債務者 豊島絵里菜 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで 5 免責審尋期日 令和7年7月11日午後1時30分
	大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第1436号	大阪府東大阪市横小路町6丁目2番24号 serie東大阪 201号室 債務者 坂口一樹 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで 5 免責審尋期日 令和7年7月11日午後1時30分
	大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第1565号	大阪府茨木市中津町16番27号 ピュアメゾン3-E号 債務者 曽根阿希恵 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで 5 免責審尋期日 令和7年7月8日午後1時30分
	大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第2645号	東京都杉並区本天沼3丁目12-25-103 債務者 鈴木義雄 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで 5 免責審尋期日 令和7年7月1日午前11時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2688号
東京都豊島区南長崎4丁目35-1-202 債務者 大杉心 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで 5 免責審尋期日 令和7年7月11日午後1時30分
東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第648号
大阪府豊中市本町4丁目7番29号 債務者 湯川久美 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで 5 免責審尋期日 令和7年7月15日午後1時30分
大阪地方裁判所第6民事部
破産手続終結
令和6年(フ)第66号
福岡市中央区警固2丁目19番9号 破産者 医療法人周和会 1 決定年月日 令和7年4月23日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第93号
最後の住所 富山県氷見市阿尾410 特別養護老人ホームつまさ園、住民票上の住所富山県氷見市園1141番地3 破産者 亡矢谷俊昭相続財産 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
富山地方裁判所高岡支部

令和4年(フ)第178号	静岡県富士市吉原3丁目6番15号 破産者 株式会社日東建築材料商会 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
	静岡地方裁判所富士支部
令和6年(フ)第122号	静岡県富士市緑町4番4号 破産者 株式会社P・M・C 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
	静岡地方裁判所富士支部
令和6年(フ)第153号	静岡県富士宮市山宮2984番地の1 破産者 有限会社イワオ製作所 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
	静岡地方裁判所富士支部
令和5年(フ)第27号	山口市今井町4番5号 破産者 入交電設株式会社 1 決定年月日 令和7年4月28日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
	山口地方裁判所民事部破産係
破産手続終結及び免責許可決定	
令和6年(フ)第837号	福岡県糟屋郡志免町南里3丁目7番32-203号 破産者 井上誠 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。
	福岡地方裁判所第4民事部

令和5年(フ)第2127号	福岡市南区三宅1丁目7番25-102号カサグランデ大橋駅南B棟、開始決定時の住所福岡市中央区平和5-9-11-201 破産者 上村有子 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
	福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第954号	福岡市博多区吉塚5丁目3番18-201号 L A V E R T 吉塚 破産者 中小原友子 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
	福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第1504号	福岡市東区唐原5丁目9番48号 破産者 一丸星来 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。
	福岡地方裁判所第4民事部
令和4年(フ)第175号	静岡県富士市石坂18番地の1 ベルウッド69B-105号、開始決定上の住所静岡県富士市吉原3丁目6番15号 破産者 芦川勝則 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。
	福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第123号

静岡県富士市日乃出町94番地の2 サーパス
日乃出町公園906号、開始決定時の住所静岡
県富士市大淵2783番地の5
破産者 市川 善照

- 1 決定年月日 令和7年4月24日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

令和6年(フ)第155号

静岡県富士宮市栗倉南町197番地フローラル
南町103、前住所静岡県富士宮市下柚野322番
地の1
破産者 鈴木 長子

- 1 決定年月日 令和7年4月24日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

令和6年(フ)第562号

福岡市中央区草香江2丁目13番9-606号
ヒルクレスト大濠、破産手続開始決定時の住
所福岡市東区香椎1丁目17番5号
破産者 山下慶一郎

- 1 決定年月日 令和7年4月24日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第1612号

福岡県古賀市花鶴丘3丁目17番6、前住所福
岡市東区下原5丁目907番地111
破産者 阿部 勇次

- 1 決定年月日 令和7年4月24日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第82号

沖縄県沖縄市宮里1丁目27番6号
破産者 知花留美子

- 1 決定年月日 令和7年4月24日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和5年(フ)第792号

埼玉県草加市谷塚1丁目23番1-107号
破産者 吉武 宗恭

- 1 決定年月日 令和7年4月25日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和6年(フ)第211号

埼玉県さいたま市西区大字西遊馬185番地1
西遊馬ユーハイツ103号室、開始決定時の住
所埼玉県春日部市樋堀212番地8
破産者 森脇 一成

- 1 決定年月日 令和7年4月25日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和6年(フ)第378号

埼玉県越谷市神明町1丁目67番地1 メイプ
ルガーデン式番館201号、開始決定時の住
所埼玉県越谷市宮前1丁目21番地8
破産者 林崎 治男

- 1 決定年月日 令和7年4月25日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和5年(フ)第327号

愛知県一宮市北今字川原7番地5 エスト
メール北今A棟2

- 1 決定年月日 令和7年4月25日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

令和6年(フ)第262号

福岡県朝倉郡筑前町依井1903番地3
破産者 北原 和徳

- 1 決定年月日 令和7年4月25日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第944号

福岡県春日市紅葉ヶ丘西4丁目29番地 メイ
ブルハイツ201号
破産者 橋本 昌輝

- 1 決定年月日 令和7年4月25日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第1745号

福岡市博多区築港本町3番8-508号 博多
プレイス
破産者 峰松明日可

- 1 決定年月日 令和7年4月25日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

破産債権の届出期間及び一般
調査期日

令和6年(フ)第896号

福岡市中央区今泉2丁目4番26-505号 今
泉コーポラス
破産者 三舛 啓
1 破産債権の届出期間 令和7年5月23日まで
2 一般調査期日 令和7年7月2日午後1時30
分
令和7年4月22日

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第1377号

福岡県春日市春日公園2丁目27番地 春日公
園団地24棟504号、前住所福岡市中央区薬院
4丁目11番11-803号 J Q浄水東通り
破産者 峰 公一郎

- 1 破産債権の届出期間 令和7年5月23日まで
- 2 一般調査期日 令和7年6月26日午後2時
令和7年4月25日

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第2345号

福岡県福津市勝浦3291番地、前住所東京都文
京区本郷4丁目29番12号 グランツ本郷菊坂
101
破産者 嶋田 茜

- 1 破産債権の届出期間 令和7年5月23日まで
- 2 一般調査期日 令和7年6月24日午後4時
令和7年4月21日

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第79号

福岡市東区和白6丁目3番50号、前住所福岡
市東区和白6丁目6番20号
破産者 佐藤 精一

- 1 破産債権の届出期間 令和7年5月23日まで
- 2 一般調査期日 令和7年7月2日午前11時30
分
令和7年4月25日

福岡地方裁判所第4民事部

令和5年(フ)第4735号

大阪市東住吉区公園南矢田3-1-9
破産者 株式会社TMT
1 破産債権の届出期間 令和7年5月26日まで
2 一般調査期日 令和7年6月26日午後2時20
分
令和7年4月25日

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第504号
広島市中区東千田町1丁目1番55-4606号
破産者 HTフォームこと 平尾 孝幸
1 破産債権の届出期間 令和7年5月26日まで
2 一般調査期日 令和7年7月15日午前10時30分
令和7年4月25日
広島地方裁判所民事第4部
令和6年(フ)第111号
福岡県柳川市大和町中島1631番地1、開始決定時の住所福岡県柳川市佃町115番地7
破産者 今福 靖一
1 破産債権の届出期間 令和7年5月28日まで
2 一般調査期日 令和7年7月16日午前10時30分
令和7年4月25日
福岡地方裁判所柳川支部破産係
令和6年(フ)第552号
埼玉県三郷市新和4丁目183番地
破産者 高橋 潤
1 破産債権の届出期間 令和7年5月30日まで
2 一般調査期日 令和7年7月11日午後2時30分
令和7年4月25日
さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和6年(フ)第557号
埼玉県三郷市さつき平2丁目4番2-306号
破産者 中山 武雄
1 破産債権の届出期間 令和7年5月30日まで
2 一般調査期日 令和7年8月15日午前10時20分
令和7年4月25日
さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和6年(フ)第1420号
福岡市中央区舞鶴1丁目4番7-313号舞鶴一丁目団地、破産手続開始決定時の住所福岡市中央区舞鶴1丁目6番12-904号 秀和舞鶴レジデンス
破産者 重 孝義
1 破産債権の届出期間 令和7年5月30日まで
2 一般調査期日 令和7年6月18日午後2時30分
令和7年4月25日
福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第1702号
福岡市城南区鳥飼7丁目27番204号 市営中浜町住宅27棟
破産者 スペース・インこと 野田 善行

1 破産債権の届出期間 令和7年5月30日まで
2 一般調査期日 令和7年7月8日午前11時
令和7年4月22日
福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第1914号
福岡市博多区住吉3丁目8番30-1011号 エンクレスト博多 S T Y L E
破産者 田邊 和典(旧姓山田)
1 破産債権の届出期間 令和7年5月30日まで
2 一般調査期日 令和7年7月8日午後4時
令和7年4月25日
福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第2012号
福岡市南区寺塚1丁目29番2号 寿ハイツ304号
破産者 廣 久嗣
1 破産債権の届出期間 令和7年5月30日まで
2 一般調査期日 令和7年6月24日午前10時30分
令和7年4月25日
福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第2365号
福岡市東区箱崎2丁目6番16-902号 ウインステージ箱崎
破産者 日笠山貴志
1 破産債権の届出期間 令和7年5月30日まで
2 一般調査期日 令和7年6月20日午後2時30分
令和7年4月25日
福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第27号
長崎県南島原市西有家町須川1055番地
破産者 大平クニヨ
1 破産債権の届出期間 令和7年5月30日まで
2 一般調査期日 令和7年7月18日午前11時
令和7年4月25日
長崎地方裁判所島原支部破産係
令和5年(フ)第347号
大分市田室町9番80号 アーバン田室701
破産者 吉田 亜美
1 破産債権の届出期間 令和7年5月30日まで
2 一般調査期日 令和7年6月20日午前10時30分
令和7年4月25日
大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和6年(フ)第1964号
大阪市東淀川区豊里4丁目8番23-309号
破産者 酒井 優吉
1 破産債権の届出期間 令和7年6月9日まで
2 一般調査期日 令和7年9月11日午後1時50分
令和7年4月25日
大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第329号
福岡市博多区井相田2丁目2番13号
破産者 有限会社みどり屋本舗
1 破産債権の届出期間 令和7年6月13日まで
2 一般調査期日 令和7年7月14日午後2時
令和7年4月24日
福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第627号
福岡市南区野間4丁目30番22号 ピースフル1101号、破産手続開始決定時の住所福岡市博多区板付3丁目26番5-701号 ジュウグランドマンションヴェルデ板付中央公園
破産者 内川美登里
1 破産債権の届出期間 令和7年6月13日まで
2 一般調査期日 令和7年7月14日午後2時
令和7年4月24日
福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第1985号
福岡県糟屋郡篠栗町大字乙犬1013番地1 工スポーツアール岡本205号、開始決定時の住所福岡県糟屋郡須恵町大字上須恵1118番地27
破産者 飯干 二郎
1 破産債権の届出期間 令和7年6月16日まで
2 一般調査期日 令和7年7月10日午後2時30分
令和7年4月24日
福岡地方裁判所第4民事部
債権者集会招集
令和6年(フ)第2460号
大阪府八尾市太田新町7丁目37番地1
破産者 株式会社MUGENモールド製作所
1 期日 令和7年6月30日午後1時30分
2 会議の目的 財産状況報告、破産手続廃止に関する意見聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
令和7年4月18日
大阪地方裁判所第6民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

令和6年(フ)第466号

宮崎県児湯郡新富町大字日置789番地12 宮本借家A棟
破産者 奥野 通史
異議申述期間 令和7年6月9日まで
令和7年4月28日 宮崎地方裁判所破産係

令和6年(フ)第526号

宮崎市大橋3丁目51番地 大橋ビル302号、住民票上の住所宮崎市大橋3丁目51番地 イモトコボ302号
破産者 北田 誠
異議申述期間 令和7年6月9日まで
令和7年4月28日 宮崎地方裁判所破産係

令和6年(フ)第6016号

大阪市西淀川区佃2丁目15番15号 Unilas 202号室
破産者 直江 佳憲
異議申述期間 令和7年6月20日まで
令和7年4月25日

大阪地方裁判所第6民事部**令和6年(フ)第6072号**

京都市左京区静市原町406番地1、開始決定時大阪府東大阪市岩田町1丁目17番8号
第二玉川コーポ 407号
破産者 萬歳 陽子
異議申述期間 令和7年6月20日まで
令和7年4月25日

大阪地方裁判所第6民事部**免責許可申立てに関する意見
申述期間****令和6年(フ)第2344号**

福岡市東区原田1丁目9番14-101号 s o l a c a s a d u o
破産者 大村 美帆
免責意見申述期間 令和7年7月4日まで
令和7年4月25日

福岡地方裁判所第4民事部**令和6年(フ)第265号**

埼玉県蓮田市蓮田4-240 ロートスブルーベル101
破産者 松坂 巧
免責意見申述期間 令和7年8月5日まで
令和7年4月22日

さいたま地方裁判所熊谷支部

特別清算開始**令和7年(ヒ)第1号**

愛知県江南市河野町一色120番地
清算株式会社 株式会社維研プロダクト
代表清算人 町田 正浩

- 1 決定年月日 令和7年4月22日
- 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

名古屋地方裁判所一宮支部

特別清算終結**令和6年(ヒ)第2043号**

東京都中央区八丁堀1丁目5番2号 はごろもビル2階
清算株式会社 株式会社八丁堀商事
1 決定年月日 令和7年4月21日
2 主文 本件特別清算手続を終結する。

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(ヒ)第2057号

東京都世田谷区太子堂4丁目26番10号
清算株式会社 シンビオシス株式会社
1 決定年月日 令和7年4月22日
2 主文 本件特別清算手続を終結する。

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(ヒ)第5号

石川県能美市和氣町井60番地
清算株式会社 株式会社松沢工業
1 決定年月日 令和7年4月21日
2 主文 本件特別清算手続を終結する。

金沢地方裁判所小松支部

再生手続開始**令和7年(再)第10号**

千葉県千葉市若葉区小倉町1764番地1 ル・グラン小倉台109号
再生債務者 山口 賢
1 決定年月日時 令和7年4月21日午後3時30分
2 主文 再生債務者について再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年5月19日まで
4 再生債権の一般調査期間 令和7年6月23日から令和7年6月30日まで

東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始**再生債権の特別調査期間****令和6年(再)第33号**

東京都港区新橋3丁目8番8号リバティ8ビル4階
再生債務者 株式会社 clutch communication

特別調査期間 令和7年6月5日から令和7年6月6日まで
令和7年4月21日

東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集**令和6年(再)第33号**

東京都港区新橋3丁目8番8号リバティ8ビル4階
再生債務者 株式会社 clutch communication

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月11日付け再生債務者提出の再生計画案
- 2 議決権行使の方法 債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
- 3 債権者集会
 - (1) 期日 令和7年6月11日午後2時30分
 - (2) 会議の目的 再生計画案の決議
- 4 書面投票期間 令和7年6月3日まで
- 5 議決権不統一行使の通知期限 令和7年5月28日

東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結**令和3年(再)第1号**

岡山市北区柳町1丁目9番4号
再生債務者 松尾 栄子

- 1 主文 本件再生手続を終結する。
- 2 理由の要旨
 - (1) 監督委員が選任されている。
 - (2) 再生計画認可の決定が確定した後3年を経過した。

令和7年4月21日

岡山地方裁判所第3民事部

再生手続廃止及び保全管理命令**令和6年(再)第1号**

兵庫県西宮市門戸荘7番15号フラセ上田3階
再生債務者 松本産業株式会社

- 1 主文 本件再生手続を廃止する。

保全管理人による管理を命じる。

- 2 保全管理人 兵庫県西宮市甲風園1丁目8番1号ゆとり生活館AMIS5階 弁護士法人芦屋西宮市民法律事務所 弁護士 武田 純
- 3 廃止の理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法191条2号に定める事由がある。

令和7年4月21日

**神戸地方裁判所尼崎支部破産再生係
小規模個人再生による再生手続開始****令和7年(再イ)第8号**

岡山県倉敷市片島町914番地1
再生債務者 小幡 佳弘

- 1 決定年月日時 令和7年4月24日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月15日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月29日から令和7年6月9日まで

岡山地方裁判所倉敷支部

令和7年(再イ)第20号

千葉市花見川区検見川町3丁目327番地3E105号
再生債務者 十田 純

- 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月30日から令和7年6月13日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(再イ)第36号

千葉市緑区菅田町1丁目240番地18
再生債務者 宮内 弥

- 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月30日から令和7年6月9日まで

札幌地方裁判所小樽支部

令和7年(再イ)第15号

北海道小樽市住ノ江2丁目1番19号
再生債務者 金田 誠

- 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月2日から令和7年6月9日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(再イ)第50号

千葉県八千代市高津1192番地4
再生債務者 西野 佑

- 1 決定年月日時 令和7年4月28日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月2日から令和7年6月9日まで

横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和7年（再イ）第10号 山口県下関市松屋本町2丁目6番18-143号 松屋宿舎 再生債務者 渡部 諭美 1 決定年月日時 令和7年4月28日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月19日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月2日から令和7年6月9日まで 山口地方裁判所下関支部再生係 令和7年（再イ）第30号 福岡県朝倉郡筑前町松延683番地15 再生債務者 大石 隆児 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月19日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月26日から令和7年6月2日まで 福岡地方裁判所第4民事部 令和7年（再イ）第64号 福岡県糸島市高田1丁目18番21号（105） 再生債務者 長岡 茂輝 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月19日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月26日から令和7年6月2日まで 福岡地方裁判所第4民事部 令和7年（再イ）第70号 福岡市東区二又瀬新町11番8-605号 リバーシャトーポート 再生債務者 田中 幸一 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月19日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月26日から令和7年6月2日まで 福岡地方裁判所第4民事部 令和7年（再イ）第10号 長崎県西彼杵郡時津町浜田郷723番地1 再生債務者 大石 拓也	1 決定年月日時 令和7年4月28日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月19日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月9日から令和7年6月23日まで 長崎地方裁判所民事部個人再生係 令和7年（再イ）第80号 福岡市南区横手2丁目28番11-203号 ハイド&シーク横手 再生債務者 堀田 志穂 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月20日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月27日から令和7年6月3日まで 福岡地方裁判所第4民事部 令和7年（再イ）第68号 福岡市博多区吉塚3丁目30番6-101号 ブルミエールメゾン 再生債務者 吉田 慶斗 1 決定年月日時 令和7年4月23日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手續を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月21日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月28日から令和7年6月4日まで 福岡地方裁判所第4民事部 令和7年（再イ）第81号 福岡県春日市光町3丁目2番地2中野ビル40D号 再生債務者 飯田 浩昭 1 決定年月日時 令和7年4月23日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手續を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月21日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月28日から令和7年6月4日まで 福岡地方裁判所第4民事部 令和7年（再イ）第22号 福岡市中央区地行4丁目6番16-404号 パークスタイル エクセオ 再生債務者 堀江 俊雄	1 決定年月日時 令和7年4月24日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手續を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月22日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月29日から令和7年6月5日まで 福岡地方裁判所第4民事部 令和7年（再イ）第76号 福岡市博多区住吉5丁目16番11-201号 メゾンドメナージュ 再生債務者 松永 太輔 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手續を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月22日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月29日から令和7年6月5日まで 福岡地方裁判所第4民事部 令和7年（再イ）第78号 福岡市博多区那珂3丁目21番24-202号 K1リバーサイド御笠 再生債務者 竹田 直輝 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手續を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月22日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月29日から令和7年6月5日まで 福岡地方裁判所第4民事部 令和7年（再イ）第14号 大分市大字猪野235番地の1 再生債務者 WU WEI 吳 魏（通称高橋光） 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手續を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月22日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月5日から令和7年6月26日まで 大分地方裁判所民事第1部破産再生係 令和7年（再イ）第17号 仙台市宮城野区鶴ヶ谷6丁目8番地の4 再生債務者 文屋 憲彦 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手續を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月23日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月6日から令和7年6月27日まで さいたま地方裁判所熊谷支部
--	---	--

令和6年(再イ)第524号 大阪市浪速区敷津西2丁目16番12-1303号 再生債務者 豊田 彩人 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月23日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月30日から令和7年6月13日まで 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年4月25日午後1時30分 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月23日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月30日から令和7年6月13日まで 和歌山地方裁判所民事部破産再生係	3 再生債権の届出期間 令和7年5月26日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月9日から令和7年6月30日まで 新潟地方裁判所民事部 令和7年(再イ)第14号 佐賀県三養基郡みやき町大字白壁653番地1 再生債務者 内山信一郎 1 決定年月日時 令和7年4月28日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月26日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月9日から令和7年6月16日まで 佐賀地方裁判所民事部破産係	1 決議に付する再生計画案 令和7年4月18日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月16日まで 令和7年4月25日 さいたま地方裁判所越谷支部再生係 令和6年(再イ)第43号 神奈川県横須賀市馬堀町1丁目22番12号 再生債務者 宮田 一夫 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月31日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月16日まで 令和7年4月25日 横浜地方裁判所横須賀支部
令和6年(再イ)第600号 大阪市天王寺区上汐5丁目7番28号 PerfectLife夕陽ヶ丘402号 再生債務者 春本 啓太 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月23日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月30日から令和7年6月13日まで 大阪地方裁判所第6民事部	広島市中区舟入南2丁目13番22-201号 再生債務者 三浦 貴幸 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月23日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月30日から令和7年6月13日まで 広島地方裁判所民事第4部	広島市若菜区若松町856番地17 再生債務者 川口 知子 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月8日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月12日まで 令和7年4月25日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	令和6年(再イ)第18号 長野県上田市上野494番地1 再生債務者 川上 良夫 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月22日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月16日まで 令和7年4月25日 長野地方裁判所上田支部
令和7年(再イ)第31号 大阪府高槻市中川町5番68号 レオパレスあゆみ104号 再生債務者 平島 一憲 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月23日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月30日から令和7年6月13日まで 大阪地方裁判所第6民事部	大分市大字光吉2114番地の25 市営2A1-6 再生債務者 奥野 里香 1 決定年月日時 令和7年4月25日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月23日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月6日から令和7年6月27日まで 大分地方裁判所民事第1部破産再生係	大分市大字津守938番地の1 グレイスフル1201 再生債務者 重村 了太 1 決定年月日時 令和7年4月25日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月23日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月6日から令和7年6月27日まで 大分地方裁判所民事第1部破産再生係	令和6年(再イ)第15号 福岡県京都郡苅田町港町18番地13(コーポHS506)(前住所)福岡県朝倉郡筑前町東小田3560番地5 再生債務者 古賀 正文 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月7日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月14日まで 令和7年4月23日 福岡地方裁判所行橋支部再生係
令和7年(再イ)第83号 大阪府吹田市日の出町5番10号 再生債務者 東山 哲士 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月23日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月30日から令和7年6月13日まで 大阪地方裁判所第6民事部	大分市大字津守938番地の1 グレイスフル1201 再生債務者 重村 了太 1 決定年月日時 令和7年4月25日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月23日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月6日から令和7年6月27日まで 大分地方裁判所民事第1部破産再生係	令和7年(再イ)第18号 福岡県京都郡苅田町港町18番地13(コーポHS506)(前住所)福岡県朝倉郡筑前町東小田3560番地5 再生債務者 古賀 正文 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月7日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月14日まで 令和7年4月23日 福岡地方裁判所行橋支部再生係	令和6年(再イ)第23号 岐阜県大垣市島町287番地1 テーテュースII 105号 再生債務者 白井塗装こと 伊東 和之 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月17日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月16日まで 令和7年4月25日 岐阜地方裁判所大垣支部
令和7年(再イ)第8号 大阪府高槻市中川町5番68号 レオパレスあゆみ104号 再生債務者 平島 一憲 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月23日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月30日から令和7年6月13日まで 大阪地方裁判所第6民事部	大分市大字津守938番地の1 グレイスフル1201 再生債務者 重村 了太 1 決定年月日時 令和7年4月25日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月23日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月6日から令和7年6月27日まで 大分地方裁判所民事第1部破産再生係	令和7年(再イ)第20号 新潟県燕市吉田東栄町50番7号 再生債務者 橋本 成生 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	令和6年(再イ)第23号 岐阜県大垣市島町287番地1 テーテュースII 105号 再生債務者 白井塗装こと 伊東 和之 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月17日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月16日まで 令和7年4月25日 岐阜地方裁判所大垣支部
令和7年(再イ)第17号 和歌山県有田郡有田川町大字庄706番地9 再生債務者 ヘーサロンサイジョウこと 西條 浩司	新潟県燕市吉田東栄町50番7号 再生債務者 橋本 成生 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	3 再生債権の届出期間 令和7年5月26日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月9日から令和7年6月30日まで 新潟地方裁判所民事部 令和7年(再イ)第14号 佐賀県三養基郡みやき町大字白壁653番地1 再生債務者 内山信一郎 1 決定年月日時 令和7年4月28日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月26日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月9日から令和7年6月16日まで 佐賀地方裁判所民事部破産係	令和6年(再イ)第4号 群馬県沼田市石墨町1567番地 再生債務者 松井 聖也 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月25日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月19日まで 令和7年4月28日 前橋地方裁判所沼田支部個人再生係
令和7年(再イ)第1号 栃木県さくら市氏家1502番地 ボヌール鬼怒A202 再生債務者 南里 聖人 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月17日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月23日まで 令和7年4月25日 宇都宮地方裁判所第1民事部	3 再生債権の届出期間 令和7年5月26日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月9日から令和7年6月30日まで 新潟地方裁判所民事部 令和7年(再イ)第87号 埼玉県越谷市瓦曾根3丁目2番20号 レオパレス千秋206 再生債務者 井岡 丈広	1 決議に付する再生計画案 令和7年4月22日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月16日まで 令和7年4月25日	令和6年(再イ)第4号 群馬県沼田市石墨町1567番地 再生債務者 松井 聖也 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月25日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月19日まで 令和7年4月28日 前橋地方裁判所沼田支部個人再生係

令和7年(再イ)第6号 栃木県宇都宮市駒生町832番地85 再生債務者 米澤 徹 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月18日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 23日まで 令和7年4月28日 宇都宮地方裁判所第1民事部	令和6年(再イ)第253号 札幌市東区東苗穂9条2丁目7番15号 再生債務者 佐々木 稔 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月17日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 26日まで 令和7年4月28日 札幌地方裁判所民事第4部	1 決議に付する再生計画案 令和7年4月23日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 28日まで 令和7年4月25日 大阪地方裁判所堺支部個人再生係	1 決議に付する再生計画案 令和7年4月14日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5 月13日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 13日まで 令和7年4月22日 福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(再イ)第328号 大阪府高槻市春日町11番9号の2 再生債務者 近藤 雄斗 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月6日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 23日まで 令和7年4月25日 大阪地方裁判所第6民事部	令和6年(再イ)第69号 埼玉県東松山市殿山町29番地4 再生債務者 大島悠太郎 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月24日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 26日まで 令和7年4月28日 さいたま地方裁判所熊谷支部	1 決議に付する再生計画案 令和7年4月15日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5 月12日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 12日まで 令和7年4月21日 福岡地方裁判所第4民事部	令和6年(再イ)第298号 福岡市南区大池1丁目14番20号 再生債務者 松田 尚(旧姓荒木) 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月15日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5 月13日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 13日まで 令和7年4月22日 福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(再イ)第127号 堺市南区若松台1丁1番2-812号 再生債務者 濱野 繁男 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月7日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 23日まで 令和7年4月25日 大阪地方裁判所堺支部個人再生係	令和7年(再イ)第1号 福井県小浜市遠敷10丁目301番地 コーポY. Y102号室 再生債務者 湯浅 忍 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月8日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 26日まで 令和7年4月28日 福井地方裁判所敦賀支部再生係	1 決議に付する再生計画案 令和7年2月28日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5 月12日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 12日まで 令和7年4月21日 福岡地方裁判所第4民事部	令和6年(再イ)第333号 福岡市西区生松台2丁目25番8号 再生債務者 朝井紘太郎 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月28日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5 月12日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 12日まで 令和7年4月24日 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(再イ)第3号 兵庫県加東市南山3丁目2番地7 ラシーネ 南山101号 再生債務者 渡邊 和久 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月25日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 23日まで 令和7年4月25日 神戸地方裁判所社支部	令和7年(再イ)第3号 福島県郡山市八山田3丁目158番地 フレグ ラス八山田C1-105号 再生債務者 安藤 喜宏 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月23日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 28日まで 令和7年4月28日 福島地方裁判所郡山支部再生係	1 決議に付する再生計画案 令和7年4月3日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5 月12日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 12日まで 令和7年4月21日 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(再イ)第13号 福岡県糟屋郡粕屋町長者原西1丁目5番25号 クレールコートD棟 116号 再生債務者 長尾 美和 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月15日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5 月15日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 15日まで 令和7年4月24日 福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(再イ)第228号 北海道北広島市共栄町5丁目2番地5 ク レール壱番館301号 再生債務者 菱川 恵子 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月9日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 26日まで 令和7年4月28日 札幌地方裁判所民事第4部	令和6年(再イ)第124号 大阪府羽曳野市桃山台4丁目41番地の15、(營 業所) 大阪府羽曳野市南恵我之荘3丁目6- 2 再生債務者 上村工務店こと 上村 圭史	1 決議に付する再生計画案 令和7年4月15日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5 月16日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 16日まで 令和7年4月25日 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(再イ)第11号 福岡市中央区清川1丁目11番1-302号 キャメロット・ハイネス 再生債務者 寺崎 圭 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月15日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5 月16日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 16日まで 令和7年4月25日 福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第20号 福岡市東区馬出2丁目20番22-404号 エヌ テムプラザ福岡県前ネオシス 再生債務者 松吉 富美 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月21日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5月16日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月16日まで 令和7年4月25日	1 決議に付する再生計画案 令和7年4月18日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5月22日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月22日まで 令和7年4月24日	福岡地方裁判所第4民事部 給与所得者等再生による再生手続開始 令和7年(再ロ)第2号 埼玉県さいたま市見沼区堀崎町1094番地2 ルネス・マリアンジェ102号室 再生債務者 丸本 仁 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後5時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月19日まで 令和7年4月28日 新潟地方裁判所民事部	がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされることになります。また、申立人以外の共有者は、上記の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てをしてください。	令和6年(チ)第7号 茨城県鉢田市安房1414 申立人 茨城県鉢田工事事務所長 住所・居所 不明 (最後の住所) 東京都新宿区矢来町1-1 矢来町ハイツH-201 (不動産登記記録上の住所) 東京都北区中十条二丁目21番20号 所在等不明共有者 東峯 直美 届出期間満了日 令和7年8月18日 令和7年3月28日 水戸地方裁判所民事部 (別紙) 物件目録
令和6年(再イ)第29号 新潟市西区坂井東5丁目15番8号 再生債務者 斎藤 礼二 1 決議に付する再生計画案 令和6年10月10日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5月19日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月19日まで 令和7年4月28日 新潟地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年4月25日午後5時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月23日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月6日から令和7年6月13日まで	さいたま地方裁判所第3民事部 給与所得者等再生による再生計画認可 令和6年(再ロ)第19号 北海道江別市野幌美幸町3番地の14 再生債務者 今野 聰美(旧姓水下) 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。	届出期間満了日 令和7年8月18日 令和7年3月28日 水戸地方裁判所民事部 (別紙) 物件目録 1 所在 鉢田市飯島字神ノ下 地番 338番51 地目 公衆用道路 地積 2.27平方メートル 所在等不明共有者の持分 3万2389分の2370	令和7年(チ)第1号 埼玉県本庄市早稲田の杜4丁目1番地8脇島正法律事務所 申立人 亡榎初美相続財産 代表者相続財産清算人 脇島 正 住所・居所 不明 (亡榎幹生の最後の住所) 埼玉県本庄市児玉町秋山1585番地3 所在等不明共有者 亡榎幹生相続財産 届出期間満了日 令和7年8月29日 令和7年4月8日 徳島地方裁判所美馬支部 (別紙) 物件目録
令和7年(再イ)第2号 兵庫県宝塚市平井2丁目4番35-201号 再生債務者 多田 隆弘 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月24日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5月19日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月19日まで 令和7年4月28日 神戸地方裁判所伊丹支部個人再生係	1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。	令和7年4月28日 札幌地方裁判所民事第4部 所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告 次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求又は遺産の分割の請求がされている場合において、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることについて異議があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これらの届出	令和7年(チ)第1号 埼玉県本庄市早稲田の杜4丁目1番地8脇島正法律事務所 申立人 亡榎初美相続財産 代表者相続財産清算人 脇島 正 住所・居所 不明 (亡榎幹生の最後の住所) 埼玉県本庄市児玉町秋山1585番地3 所在等不明共有者 亡榎幹生相続財産 届出期間満了日 令和7年8月29日 令和7年4月8日 徳島地方裁判所美馬支部 (別紙) 物件目録 1 所在 三好市西祖谷山村榎 地番 128番2 地目 山林 地積 67平方メートル	所有者不明土地管理命令に関する異議の催告 次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。
令和7年(再イ)第4号 山口県下関市大字延行249番地 再生債務者 藤本 高弘 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月24日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5月19日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月19日まで 令和7年4月28日 山口地方裁判所下関支部再生係	2 所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求又は遺産の分割の請求がされている場合において、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることについて異議があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これらの届出	2 所在 三好市西祖谷山村榎 地番 128番3 地目 山林 地積 40平方メートル 3 所在 三好市西祖谷山村榎 地番 128番4 地目 公衆用道路 地積 30平方メートル	4 所在 三好市西祖谷山村榎 地番 132番1 地目 宅地 地積 309.87平方メートル 5 所在 三好市西祖谷山村榎 地番 132番2 地目 山林 地積 145平方メートル 6 所在 三好市西祖谷山村榎 地番 160番2 地目 山林 地積 421平方メートル 7 所在 三好市西祖谷山村榎 地番 160番5 地目 山林 地積 144平方メートル 8 所在 三好市西祖谷山村榎 地番 160番6 地目 公衆用道路 地積 43平方メートル 9 所在 三好市西祖谷山村榎 132番地 家屋番号 未登記 種類 居宅 構造 木造亞鉛鉄板平家建 床面積 50.80平方メートル 以上の物件につき、所在等不明共有者の持分各4分の1	所有者不明土地管理命令に関する異議の催告 次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。
令和7年(再イ)第16号 福岡県糟屋郡新宮町下府5丁目8番6-201号 再生債務者 中尾 健史	令和7年(チ)第1号 長野県上田市芳田1052番地 申立人 株式会社ウッドテック秋富 最後の住所 小県郡 所有者 吉田堰普通水利組合 届出期間満了日 令和7年6月18日 令和7年4月18日 長野地方裁判所上田支部 (別紙) 物件目録 所在 上田市真田町長字雁石 地番 5593番 地目 畑 地積 636平方メートル			

令和 7 年 (子) 第 12 号

愛知県北名古屋市片場八反 93 番地

申立人 株式会社ヒビノ化成

住所・居所 不明

(不動産登記簿上の住所) 名古屋市北区辻

町六丁目 19 番地

所有者 大野 きぬ

届出期間満了日 令和 7 年 4 月 18 日

令和 7 年 6 月 18 日

名古屋地方裁判所

(別紙) 物件目録

所在 北名古屋市片場八反

地番 106 番

地目 煙

地積 134 平方メートル

令和 7 年 (子) 第 2 号

大阪市北区天満 1 丁目 5 番 2 号

申立人 株式会社トウバンテック

住所・居所 不明

(不動産登記簿上の住所) 大阪市東成区大

今里北四丁目 154 番地

所有者 加藤文治郎

届出期間満了日 令和 7 年 6 月 20 日

令和 7 年 4 月 21 日

大阪地方裁判所堺支部

(別紙) 物件目録

所在 柏原市旭ヶ丘二丁目

地番 371 番 11

地目 宅地

地積 256.19 平方メートル

令和 7 年 (子) 第 4 号

高知県南国市常通寺島 148 番地 11

申立人 坂本 恵昭

高知県南国市岡豊町中島 409 番地 1

所有者 有限会社豊永建築

届出期間満了日 令和 7 年 6 月 20 日

令和 7 年 4 月 18 日

高知地方裁判所

(別紙) 物件目録

1 所在 南国市岡豊町常通寺島字佐婆為

地番 148 番 4

地目 宅地

地積 7.64 平方メートル

所在 南国市岡豊町常通寺島字佐婆為

地番 148 番 10

地目 宅地

地積 3.38 平方メートル

会社の他の公報

会社公報

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散するにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 揭載紙 官報
令和 7 年 5 月 9 日
東京都港区赤坂九丁目七番 1 号
(甲) 株式会社アムタス
代表取締役 児玉 隆士
東京都港区赤坂九丁目七番 1 号
(乙) 株式会社アムリンク
代表取締役 平田 晋三
青森市南仙二丁目二六番六号

(甲) 株式会社東洋社
代表取締役 相馬 敏行
青森県五所川原市大字小曲字豊里七番地 1
(乙) 株式会社西北総合ドライクリーニングセンター
東京都港区虎ノ門二丁目六番 1 号虎ノ門ヒルズステーションタワー二三六階
(丙) 株式会社 CARITA COMMUNICATIONS
代表取締役 武井 純子
東京都港区虎ノ門二丁目六番 1 号虎ノ門ヒルズステーションタワー二三六階
(丁) 株式会社 Barriz
代表取締役 田代 拓
東京都港区虎ノ門二丁目六番 1 号虎ノ門ヒルズステーションタワー二三六階
(戊) 株式会社 Barriiz
代表取締役 武井 純子
東京都港区虎ノ門二丁目六番 1 号虎ノ門ヒルズステーションタワー二三六階

この合併に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 揭載紙 官報
令和 7 年 5 月 9 日
東京都中央区新富二丁目一八番八号
(甲) 出光リテール販売株式会社
代表取締役 原口 克己
東京都千代田区霞が関三丁目二番六号東京俱楽部ビルディング一階
(乙) Mimasaki-1 BESS 合同会社
代表社員 Stonepeak Kin
gdom Holdings
合同会社
職務執行者 ライアン・イー・ティン・チヨア
チヨア
この合併に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) (N) (丙)
https://artabaholdings.co.jp/jr/financial/public_notice/

令和 7 年 5 月 9 日
(丙)

東京都中央区新富二丁目一八番八号
兵庫県芦屋市業平町五番二〇号レバー・ラ・グラース芦屋三階
(N) 株式会社ペトロスター関西
代表取締役 佐々木昭彦

合併公報

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散するにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) (N) (丙)

東京都中央区新富二丁目一八番八号
兵庫県芦屋市業平町五番二〇号レバー・ラ・グラース芦屋三階
(N) 株式会社ペトロスター関西
代表取締役 佐々木昭彦

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和七年七月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出

令和七年五月九日
川崎市川崎区白石町二番一号

(甲) 日本铸造株式会社

代表取締役 鶴尾 勝

(乙) 株式会社ダット

代表取締役 稲葉 味善

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和七年七月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は絶ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出

令和七年五月九日
川崎市川崎区白石町二番一号

(甲) 日本铸造株式会社

代表取締役 鶴尾 勝

(乙) 株式会社ダット

代表取締役 稲葉 味善

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和七年七月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は絶ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出

令和七年五月九日
東京都渋谷区鷺谷町二番三号

(甲) 揭載紙 官報

掲載頁 六十一頁 (号外第二五四号)

令和七年五月九日

静岡県島田市牛尾一八番地

(甲) ティーライフ株式会社

代表取締役 西上 節也

R.T.青葉台II一階

(乙) 株式会社Lifeit

代表取締役 西上 節也

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は甲がSME事業

(中堅中小企業向け事業及び中小自治体における職員向け業務支援、住民向けサービスを提供する事業を指します。)に関しても有する権利義務を乙に承継させ、乙はそれを承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出

令和七年五月九日
宮城県仙台市若林区荒井四丁目二六番地九

号DIYSTUDIO

合同会社ローカリズムジャパン

代表社員 林 芳朋

組織変更公告

当組合は、農事組合法人の組織を変更して株式会社とすることにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社みつせき東果園とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出

令和七年五月九日
秋田県潟上市下関字蟹沢一一〇番地一號

農事組合法人みつせき東果園

理事 高橋 裕基

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出

令和七年五月九日
東京都港区芝五丁目七番一号

(甲) 日本電気株式会社

取締役執行役社長 森田 隆之

(乙) NECネクサソリューションズ株式会社

代表取締役執行役員社長 木下 孝彦

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するフリュー・ピ

クチャーズ株式会社(住所:東京都渋谷区桜丘町九

番一号ビアンクオードビル三階)に対して当社の

アーニュ事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出

令和七年五月九日
神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目二番四三号

サババス茅ヶ崎第二一二階

合同会社B.O.F

代表社員 尾坂 久夫

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出

令和七年五月九日
山口県大島郡周防大島町大字西方二〇七八番地一

合同会社ハマダ

代表社員 濱田 正樹

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出

令和七年五月九日
山口県大島郡周防大島町大字西方二〇七八番地一

合同会社ハマダ

代表社員 濱田 正樹

